

総務委員会議案説明資料

令和 8 年 2 月 2 5 日

件名		頁	
1	第 1 4 号 議案	足立区いじめ等特別調査委員会設置条例 を廃止する条例・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2	第 3 2 号 議案	足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に 関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・	6
3	第 3 3 号 議案	足立区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び 費用弁償に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・	1 4
4	第 3 5 号 議案	区議会等の行う調査のため出頭する者及び公聴会に 参加する者の費用弁償条例の一部を改正する条例・・・・・・・・	2 1
5	第 3 6 号 議案	足立区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例	2 6
6	第 3 7 号 議案	足立区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	3 8
7	第 3 9 号 議案	本庁舎北館大規模改修工事第 2 期請負契約・・・・・・・・	8 9
8	第 4 0 号 議案	本庁舎北館大規模改修電気設備工事第 2 期請負契約	9 1
9	第 4 1 号 議案	本庁舎北館大規模改修機械設備工事第 2 期請負契約	9 3
1 0	第 4 2 号 議案	庁舎ホール床機構制御システムの更新について・・・・・・・・	9 6

1 1	第 4 3 号 議案	遮熱レースカーテンの購入について・・・・・・・・・・・・・・・・	9 7
1 2	第 4 4 号 議案	災害用備蓄包括管理事業について・・・・・・・・・・・・・・・・	9 8

(総 務 部)

第 1 4 号議案説明資料

令和 8 年 2 月 2 5 日

件 名	足立区いじめ等特別調査委員会設置条例を廃止する条例
所管部課名	総務部特命・調査担当課
内 容	<p>1 概要 令和 5 年 8 月 1 日に足立区長からいじめ等に関する調査について、足立区いじめ等特別調査委員会へ諮問を行い、令和 7 年 1 1 月 2 1 日に答申書が提出された。足立区いじめ等特別調査委員会設置条例第 1 条に規定する委員会の設置目的が達成されたため、同条例を廃止する。</p> <p>2 施行年月日 公布の日から施行する。</p> <p>3 今後の方針 足立区いじめ等特別調査委員会設置条例を廃止することに伴い、足立区いじめ等特別調査委員会設置条例施行規則の廃止を行う。</p>

足立区いじめ等特別調査委員会設置条例を廃止する条例（案）

足立区いじめ等特別調査委員会設置条例（令和 5 年足立区条例第 1 4 号）は、廃止する。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（秘密の保持に関する経過措置）
- 2 足立区いじめ等特別調査委員会の委員であった者に係るその職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行の日以後も、なお従前の例による。
（足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正）
- 3 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和 3 9 年足立区条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。
別表区長の部足立区いじめ等特別調査委員会の項を削る。

足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正前			改正後			
<p>○足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例 昭和39年 3月31日条例第17号</p> <p>付 則 <u>(新設)</u></p>			<p>○足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例 昭和39年 3月31日条例第17号</p> <p>付 則 <u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p>			
別表			別表			
附属機関の 属する執行 機関	附属機関の名称	構成員の報酬	附属機関の 属する執行 機関	附属機関の名称	構成員の報酬	
区長	(略)	(略)	区長	(略)	(略)	
	足立区いじめ等特別調査委員会	日額 2万 1,000円			削る	削る
	(略)	(略)			(略)	(略)
教育委員会	(略)		教育委員会	(略)		
備考 省略			備考 省略			

第32号議案説明資料

令和8年2月25日

件名	足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例																																														
所管部課名	総務部 総務課																																														
内容	<p>令和7年12月15日に開催された足立区特別職議員報酬等審議会の答申に基づき、足立区議会議員の議員報酬及び期末手当を改定する。</p> <p>また、令和7年第4回定例会にて、職員の旅費を定めた「足立区職員の旅費に関する条例」が改正されたことや、国の法改正趣旨を踏まえ、旅費規定も併せて改正する。</p> <p>1 報酬及び期末手当の改定（第2条及び第8条第2項関係）</p> <p>(1) 改定内容</p> <p>ア 区議会議員 報酬3.4%、期末手当0.05月引き上げ</p> <table border="1" data-bbox="435 898 1390 1314"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職名</th> <th colspan="2">現行</th> <th colspan="2">改定後（案）</th> </tr> <tr> <th>報酬月額</th> <th>期末手当</th> <th>報酬月額（※1）</th> <th>期末手当（※2）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議員</td> <td>620,000円</td> <td>4.00月</td> <td>641,000円</td> <td>4.05月</td> </tr> <tr> <td>議長</td> <td>951,000円</td> <td>4.00月</td> <td>983,000円</td> <td>4.05月</td> </tr> <tr> <td>副議長</td> <td>814,000円</td> <td>4.00月</td> <td>842,000円</td> <td>4.05月</td> </tr> <tr> <td>委員長</td> <td>682,000円</td> <td>4.00月</td> <td>705,000円</td> <td>4.05月</td> </tr> <tr> <td>副委員長</td> <td>651,000円</td> <td>4.00月</td> <td>673,000円</td> <td>4.05月</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 条例の規定により、1,000円未満切り捨て 議長以下は、改定後の議員の報酬月額に各種係数を乗じて算出</p> <p>※2 期末手当は、6月支給分と12月支給分に0.025月ずつ配分する。</p> <table border="1" data-bbox="440 1482 971 1722"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行</th> <th>改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>2.000月</td> <td>2.025月</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>2.000月</td> <td>2.025月</td> </tr> <tr> <td>年間計</td> <td>4.000月</td> <td>4.050月</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 施行年月日 公布の日から施行。ただし令和7年4月1日に遡って適用する。 なお、令和7年4月から令和8年2月までの報酬及び期末手当は、改定前の金額で支給済みのため、3月報酬支給時に差額分を支給する。</p> <p>(3) 改定額の算出方法 答申では令和7年の特別区人事委員会勧告に基づき、報酬月額については、部長職の加重平均改定率（3.4%）を適用し、その額の1,000円未満の端数を切り捨てて算出している。期末手当は、年間0.05月分を引き上げ、4.00月から4.05月とすることとし、6月支給分と12月支給分にそれぞれ0.025月ずつの引き上げとしている。</p>	職名	現行		改定後（案）		報酬月額	期末手当	報酬月額（※1）	期末手当（※2）	議員	620,000円	4.00月	641,000円	4.05月	議長	951,000円	4.00月	983,000円	4.05月	副議長	814,000円	4.00月	842,000円	4.05月	委員長	682,000円	4.00月	705,000円	4.05月	副委員長	651,000円	4.00月	673,000円	4.05月		現行	改正案	6月	2.000月	2.025月	12月	2.000月	2.025月	年間計	4.000月	4.050月
職名	現行		改定後（案）																																												
	報酬月額	期末手当	報酬月額（※1）	期末手当（※2）																																											
議員	620,000円	4.00月	641,000円	4.05月																																											
議長	951,000円	4.00月	983,000円	4.05月																																											
副議長	814,000円	4.00月	842,000円	4.05月																																											
委員長	682,000円	4.00月	705,000円	4.05月																																											
副委員長	651,000円	4.00月	673,000円	4.05月																																											
	現行	改正案																																													
6月	2.000月	2.025月																																													
12月	2.000月	2.025月																																													
年間計	4.000月	4.050月																																													

2 旅費規定の改正（第7条第3項関係）

（1）改正内容

「車賃、旅行雑費、宿泊料、食卓料、渡航手数料及び死亡手当」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費、死亡手当及び旅行雑費」に改める。

（2）施行年月日

令和8年4月1日

3 新旧対照表

別紙1のとおり

【参考】

改正となる主な旅費等（詳細は別紙2のとおり）

区議会議員の旅費について、正副議長は区長相当額、議員は副区長相当額とされている。区長及び副区長の旅費は、「足立区長等の給料等に関する条例」において規定されているため、「足立区長等の給料等に関する条例」の改正に伴い、区議会議員の旅費も改正される。

ア 宿泊料の見直し

		現行	改正後（案）
改正内容	名称	宿泊料	宿泊費（名称変更）
	内容	上限付き実費支給 〔内国旅行の上限額〕 （※2）	上限付き実費支給 〔内国旅行の最高上限額〕 （※3）
	①正副議長 （※1）	14,900円	27,000円
	②議員	13,300円	

※1 議長及び副議長が区議会を代表する公務旅行の場合は、区長相当額を適用。

※2 全国一律の上限額

※3 宿泊する都道府県ごとに上限額の設定が異なる

《例》東京都他2府県27,000円、福島県他2県11,000円

《改正の考え方》

「国家公務員の旅費支給規程」中の「指定職職員等」と同基準にしている。

イ 食卓料の廃止

		現行	改正後（案）
改正内容	名称	食卓料	食卓料（廃止）
	内容	夕朝食の費用が必要な場合に限り、定額支給する（1泊2食付きの宿泊の場合支給しない）。	宿泊を伴う内国旅行における食卓料にあたる費用は、宿泊手当に含まれるため、食卓料を廃止する。
	①正副議長	3,300円	廃止
	②議員	3,000円	

ウ 宿泊手当の新設

		現行	改正後（案）
改正内容	名称	—	宿泊手当（新設）
	内容	—	宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てる旅費として、定額支給する。
	①正副議長 ②議員	—	定額 2,400円（※1）

※1 食事付きの宿泊の場合減額支給（1泊2食付きは1/3の額、1泊1食付きは2/3の額）

足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後																
○足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 昭和31年10月9日条例第12号	○足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 昭和31年10月9日条例第12号																
第1条から第6条まで 省略	第1条から第6条まで 省略																
第7条 省略	第7条 省略																
2 省略	2 省略																
3 前項に定めるもののほか議員が公務のため旅行したときに支給する第1項の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、 車賃、旅行雑費、宿泊料、食卓料、渡航手数料及び死亡手当 とし、その額は、副区長相当額とする。ただし、議長及び副議長が区議会を代表する場合は区長相当額とする。	3 前項に定めるもののほか議員が公務のため旅行したときに支給する第1項の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、 その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費、死亡手当及び旅行雑費 とし、その額は、副区長相当額とする。ただし、議長及び副議長が区議会を代表する場合は区長相当額とする。																
4 省略 (期末手当)	4 省略 (期末手当)																
第8条 議長、副議長、委員長、副委員長及び議員で、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する者に対し、期末手当を支給する。基準日前1月以内に離職し、又は死亡した者についてもまた同様とする。	第8条 議長、副議長、委員長、副委員長及び議員で、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する者に対し、期末手当を支給する。基準日前1月以内に離職し、又は死亡した者についてもまた同様とする。																
2 期末手当の額は、それぞれ基準日（前項後段に規定する場合にあっては、離職又は死亡の日）現在におけるその者の議員報酬月額と当該議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額との合計額に、100分の 200 を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、それぞれ基準日（前項後段に規定する場合にあっては、離職又は死亡の日）現在におけるその者の議員報酬月額と当該議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額との合計額に、100分の 202.5 を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。																
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">在職期間</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>3月以上6月未満</td> <td>100分の60</td> </tr> <tr> <td>3月未満</td> <td>100分の30</td> </tr> </tbody> </table>	在職期間	割合	6月	100分の100	3月以上6月未満	100分の60	3月未満	100分の30	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">在職期間</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>3月以上6月未満</td> <td>100分の60</td> </tr> <tr> <td>3月未満</td> <td>100分の30</td> </tr> </tbody> </table>	在職期間	割合	6月	100分の100	3月以上6月未満	100分の60	3月未満	100分の30
在職期間	割合																
6月	100分の100																
3月以上6月未満	100分の60																
3月未満	100分の30																
在職期間	割合																
6月	100分の100																
3月以上6月未満	100分の60																
3月未満	100分の30																

改正前	改正後												
<p>3 前項の在職期間は、議員が任期満了等により退職又は失職し、その月又は翌月に再び議員に就職した場合には、引き続き在職したものとみなして、これを通算する。</p> <p>4 期末手当の支給方法は、一般職の職員の例による。</p> <p style="text-align: center;">付 則 省 略</p>	<p>3 前項の在職期間は、議員が任期満了等により退職又は失職し、その月又は翌月に再び議員に就職した場合には、引き続き在職したものとみなして、これを通算する。</p> <p>4 期末手当の支給方法は、一般職の職員の例による。</p> <p style="text-align: center;">付 則 現 行 の と お り</p> <p style="text-align: center;">付 則 (令 和 8 年 2 月 27 日 条 例 第 ● 号)</p> <p style="text-align: center;">(施 行 期 日 等)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条第3項の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>2 この条例(第7条第3項の改正規定を除く。)による改正後の足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和7年4月1日から適用する。 (議員報酬及び期末手当の内払)</p> <p>3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定に基づいて支給された議員報酬及び期末手当は、改正後の条例の規定による議員報酬及び期末手当の内払とみなす。 (期末手当の支給日の特例)</p> <p>4 令和7年度に限り、改正後の条例の規定により算出した期末手当の額のうち、改正前の条例の規定により算出したその額を超える部分については、第8条第4項の規定にかかわらず、令和8年3月に支給すべき議員報酬の支給期日に支給することができる。</p>												
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)												
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職名</th> <th style="text-align: center;">議員報酬月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議員</td> <td style="text-align: right;">62万円</td> </tr> <tr> <td>議長</td> <td>議員の議員報酬月額に1.534を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table>	職名	議員報酬月額	議員	62万円	議長	議員の議員報酬月額に1.534を乗じて得た額	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職名</th> <th style="text-align: center;">議員報酬月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議員</td> <td style="text-align: right;">64万1,000円</td> </tr> <tr> <td>議長</td> <td>議員の議員報酬月額に1.534を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table>	職名	議員報酬月額	議員	64万1,000円	議長	議員の議員報酬月額に1.534を乗じて得た額
職名	議員報酬月額												
議員	62万円												
議長	議員の議員報酬月額に1.534を乗じて得た額												
職名	議員報酬月額												
議員	64万1,000円												
議長	議員の議員報酬月額に1.534を乗じて得た額												

改正前		改正後	
副議長	議員の議員報酬月額に1.314を乗じて得た額	副議長	議員の議員報酬月額に1.314を乗じて得た額
委員長	議員の議員報酬月額に1.1を乗じて得た額	委員長	議員の議員報酬月額に1.1を乗じて得た額
副委員長	議員の議員報酬月額に1.05を乗じて得た額	副委員長	議員の議員報酬月額に1.05を乗じて得た額
備考 議員報酬月額に1,000円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。		備考 議員報酬月額に1,000円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。	

旅費規定の改正内容

【別紙2】

		現行	改正後（案）
宿泊費等	名称	宿泊料	宿泊費（名称変更）
	改正内容	上限付き実費支給とする。 〔内国旅行の上限額〕 【正副議長】 14,900円 【議員】 13,300円	上限付き実費支給とする。 〔内国旅行の最高上限額〕 【正副議長、議員】 27,000円 ※都道府県ごとに上限額を設定
	名称	—	包括宿泊費（新規）
	改正内容	—	① 交通費と宿泊費が一体となったパック旅行商品代のための旅費種目を新設する。 ② 包括宿泊費の額は、交通費の額と宿泊費基準額の合計を上限とする。
	名称	食卓料	食卓料（廃止）
	改正内容	夕朝食の費用が必要な場合に限り、定額支給する（1泊2食付きの宿泊の場合支給しない）。 〔内国旅行〕 定額 【正副議長】 3,300円 【議員】 3,000円	宿泊を伴う内国旅行における食卓料にあたる費用は、宿泊手当に含まれるため、食卓料を廃止する。
	名称	—	宿泊手当（新規）
	改正内容	—	宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てる旅費として、定額支給する。 〔内国旅行〕 定額 2,400円 ※食事付きの宿泊の場合減額支給 1泊2食付き 1/3の額 1泊1食付き 2/3の額
名称	旅行雑費	旅行雑費	
改正内容	① 内国旅行（近接地内）では、緊急その他やむを得ない事情により通信費を要した場合に定額で支給する。 ② 内国旅行（近接地外）では、定額で支給する。 〔内国旅行〕 定額 100円	① 宿泊を伴わない内国旅行における緊急かつ臨時の費用として、公務上必要な場合に定額で支給する。 ② 宿泊を伴う内国旅行における旅行雑費にあたる費用は、宿泊手当に含まれるため、支給しない。 〔内国旅行〕 定額 100円	
交通費	名称	鉄道賃	鉄道賃
	改正内容	内国旅行の急行料金は、特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上の場合のみ支給する。	内国旅行の急行料金支給の要件を廃止し、公務上必要な場合には実績に応じて支給する。
	名称	車賃	その他の交通費（名称変更）
改正内容	車での移動について実費支給とする。 ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により実費額によることができない場合には、路程1キロメートルにつき37円を支給する。	【追加】 鉄道、船舶及び航空機以外での移動（路線バス、タクシー、レンタカー等）について旅費として支給する。	

		現行	改正後（案）
交通費	名称	航空賃	航空賃
	改正内容	<p>【正副議長】 ◎内国旅行◎ 旅客運賃の範囲内の実費額 ◎外国旅行◎ 運賃の等級を2以上の階級に区分する場合は最上級の旅客運賃。</p> <p>【議員】 ◎内国旅行◎ 旅客運賃の範囲内の実費額 ◎外国旅行◎ 運賃の等級を3以上の階級に区分する場合は最上級の直近下位の旅客運賃。2階級に区分する場合は上級の旅客運賃。</p>	<p>【正副議長、議員】 ◎内国旅行◎ 運賃の等級が区分された航空機により移動するときは、最下級の運賃を支給する。 ◎外国旅行◎ 運賃の等級が区分された航空機により移動するときは、最上級の運賃を支給可能とする。ただし、運賃の等級が三以上に区分された航空機により移動するときは最上級の直近下位の級の運賃を支給可能とする。</p>
交通費	名称	船賃	船賃
	改正内容	<p>【議員】 ◎外国旅行◎ 運賃の等級を2以上の階級に区分する場合は最上級の旅客運賃とし、最上級の旅客運賃を更に2以上に区分する場合は下記のとおり。 ① 4以上に区分：最上級の直近下位の級の旅客運賃 ② 3に区分：中級の旅客運賃 ③ 2に区分：下級の旅客運賃</p>	<p>【議員】 ◎外国旅行◎ 運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級の運賃を支給可能とする。</p>
その他	名称	—	手数料（新規）
	改正内容	—	鉄道、船舶及び航空機の利用に際して、手数料等が発生し、それが旅行の実情に照らして公務上必要である場合には、当該手数料等を支給可能とする。
	名称	—	旅費の返納（新規）
	改正内容	—	<p>① 旅行者が条例等に違反して旅費の支給を受けた場合に、旅費を返納させなければならない。</p> <p>② 旅行者が条例等に違反して旅費の支給を受けた場合に、当該旅行者に対して支払う給与又は旅費の額から、返納が必要な金額に相当する額を差し引くことができる。</p>
	名称	渡航手数料	渡航雑費（名称変更）
	改正内容	旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料、査証手数料、外貨交換手数料、空港旅客サービス施設使用料、旅客保安サービス料及び入出国税の実費額を支給する。	渡航手数料として実費支給をしていたものに加え、 その他外国旅行に要する費用 （保険料や携行品等の購入等）の実費額を支給する。
	名称	死亡手当	死亡手当
	改正内容	<p>外国旅行において死亡した場合、定額を支給する。</p> <p>定額 【正副議長】 800,000円 【議員】 640,000円</p>	<p>外国旅行において死亡した場合、定額を支給する。</p> <p>定額 【正副議長、議員】 930,000円</p>
	名称	近接地内・地外の区分	近接地内・地外の区分（廃止）
改正内容	近接地の設定をする。	近接地の設定を廃止する（近接地内、近接地外の区分を廃止する）。	

第 3 3 号議案説明資料

令和 8 年 2 月 2 5 日

件 名	足立区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例																																									
所管部課名	総務部 総務課																																									
内 容	<p>令和 7 年 1 2 月 1 5 日に開催された足立区特別職議員報酬等審議会の答申に基づき、足立区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬を改定する。</p> <p>また、令和 7 年第 4 回定例会にて、職員の旅費を定めた「足立区職員の旅費に関する条例」が改正されたことや、国の法改正趣旨を踏まえ、旅費規定も併せて改正する。</p> <p>1 報酬の改定（第 2 条関係）</p> <p>(1) 改定内容</p> <p>ア 行政委員（議員選出監査委員を除く） 報酬 3. 4% 引き上げ</p> <table border="1" data-bbox="435 938 1370 1469"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">職 名</th> <th>現 行</th> <th>改 定 後（案）</th> </tr> <tr> <th>報酬月額</th> <th>報酬月額 （※ 1）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育委員会</td> <td>委員</td> <td>232,000 円</td> <td>239,900 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">選挙管理委員会</td> <td>委員長</td> <td>290,000 円</td> <td>299,900 円</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>232,000 円</td> <td>239,900 円</td> </tr> <tr> <td>補充員（※ 2）</td> <td>5,000 円</td> <td>5,200 円</td> </tr> <tr> <td>監査委員</td> <td>識見選出委員</td> <td>304,000 円</td> <td>314,300 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">農業委員会</td> <td>会長</td> <td>94,000 円</td> <td>97,200 円</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>47,000 円</td> <td>48,600 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1 100円未満を四捨五入して算出 ※ 2 日額制</p> <p>イ 行政委員（議員選出監査委員） 報酬 1 5. 5% 引き上げ</p> <table border="1" data-bbox="435 1680 1370 1879"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">職 名</th> <th>現 行</th> <th>改 定 後（案）</th> </tr> <tr> <th>報酬月額</th> <th>報酬月額 （※ 1）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>監査委員</td> <td>議員選出委員</td> <td>137,000 円</td> <td>158,200 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1 100円未満を四捨五入して算出</p> <p>(2) 施行年月日 公布の日から施行。ただし令和 7 年 4 月 1 日に遡って適用する。 なお、令和 7 年 4 月から令和 8 年 2 月までの報酬は、改定前の金額で支給済みのため、3 月報酬支給時に差額分を支給する。</p>	職 名		現 行	改 定 後（案）	報酬月額	報酬月額 （※ 1）	教育委員会	委員	232,000 円	239,900 円	選挙管理委員会	委員長	290,000 円	299,900 円	委員	232,000 円	239,900 円	補充員（※ 2）	5,000 円	5,200 円	監査委員	識見選出委員	304,000 円	314,300 円	農業委員会	会長	94,000 円	97,200 円	委員	47,000 円	48,600 円	職 名		現 行	改 定 後（案）	報酬月額	報酬月額 （※ 1）	監査委員	議員選出委員	137,000 円	158,200 円
職 名				現 行	改 定 後（案）																																					
		報酬月額	報酬月額 （※ 1）																																							
教育委員会	委員	232,000 円	239,900 円																																							
選挙管理委員会	委員長	290,000 円	299,900 円																																							
	委員	232,000 円	239,900 円																																							
	補充員（※ 2）	5,000 円	5,200 円																																							
監査委員	識見選出委員	304,000 円	314,300 円																																							
農業委員会	会長	94,000 円	97,200 円																																							
	委員	47,000 円	48,600 円																																							
職 名		現 行	改 定 後（案）																																							
		報酬月額	報酬月額 （※ 1）																																							
監査委員	議員選出委員	137,000 円	158,200 円																																							

(3) 改定額の算出方法

ア 行政委員（議員選出監査委員を除く）

答申では、令和7年の特別区人事委員会勧告に基づき、部長職の加重平均改定率（3.4%）を適用し、その額の100円未満の端数を四捨五入して算出している。

イ 行政委員（議員選出監査委員）

答申では、職務内容が識見監査委員と大きく異なるものではないこと、監査所要日数も他自治体と比較して多いにもかかわらず現在の報酬月額が23区平均を大きく下回っていることから、議員選出監査委員の23区平均額を若干上回る水準として、15.5%の引き上げを適用し、その額の100円未満の端数を四捨五入して算出している。

2 旅費規定の改正（第5条第3項関係）

(1) 改正内容

「車賃、旅行雑費、宿泊料、食卓料、渡航手数料及び死亡手当」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費、死亡手当及び旅行雑費」に改める。

(2) 施行年月日

令和8年4月1日

3 新旧対照表

別紙1のとおり

【参考】

改正となる主な旅費等（詳細は別紙2のとおり）

行政委員の旅費は副区長相当額とされている。副区長の旅費は、「足立区長等の給料等に関する条例」において規定されているため、「足立区長等の給料等に関する条例」の改正に伴い、行政委員の旅費も改正される。

ア 宿泊料の見直し

		現行	改正後（案）
改正内容	名称	宿泊料	宿泊費（名称変更）
	内容	上限付き実費支給 〔内国旅行の上限額〕 （※1）	上限付き実費支給 〔内国旅行の最高上限額〕 （※2）
	行政委員	13,300円	27,000円

※1 全国一律の上限額

※2 宿泊する都道府県ごとに上限額の設定が異なる

《例》東京都他2府県27,000円、福島県他2県11,000円

《改正の考え方》

行政委員の旅費の根拠となる副区長相当額は、「国家公務員の旅費支給規程」中の「指定職職員等」と同基準にしている。

イ 食卓料の廃止

		現行	改正後（案）
改正内容	名称	食卓料	食卓料（廃止）
	内容	夕朝食の費用が必要な場合に限り、定額支給する（1泊2食付きの宿泊の場合支給しない）。	宿泊を伴う内国旅行における食卓料にあたる費用は、宿泊手当に含まれるため、食卓料を廃止する。
	行政委員	3,000円	廃止

ウ 宿泊手当の新設

		現行	改正後（案）
改正内容	名称	—	宿泊手当（新設）
	内容	—	宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てる旅費として、定額支給する。
	行政委員	—	定額 2,400円（※1）

※1 食事付きの宿泊の場合減額支給（1泊2食付きは1/3の額、1泊1食付きは2/3の額）

足立区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和31年10月12日条例第16号</p>	<p>○足立区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和31年10月12日条例第16号</p>
<p>第1条 省略 (報酬)</p>	<p>第1条 省略 (報酬)</p>
<p>第2条 委員の報酬は、別表のとおりとする。</p>	<p>第2条 委員の報酬は、別表のとおりとする。</p>
<p>第3条から第4条まで 省略 (費用弁償)</p>	<p>第3条から第4条まで 省略 (費用弁償)</p>
<p>第5条 委員が公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。</p>	<p>第5条 委員が公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。</p>
<p>2 前項の規定により、委員が会議への出席又は特別区の存する区域内を旅行したときは、日額旅費として3,000円を支給する。ただし、委員が足立区役所での会議に出席する場合において、当該委員の住所から足立区役所までの直線距離が片道1キロメートル未満のときは、支給しない。</p>	<p>2 前項の規定により、委員が会議への出席又は特別区の存する区域内を旅行したときは、日額旅費として3,000円を支給する。ただし、委員が足立区役所での会議に出席する場合において、当該委員の住所から足立区役所までの直線距離が片道1キロメートル未満のときは、支給しない。</p>
<p>3 前項に定めるもののほか、公務のため旅行したとき支給する第1項の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料、食卓料、渡航手数料及び死亡手当とし、その額は、副区長相当額とする。</p>	<p>3 前項に定めるもののほか、公務のため旅行したとき支給する第1項の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費、死亡手当及び旅行雑費とし、その額は、副区長相当額とする。</p>
<p>4 旅費の支給方法は、一般職の職員の例による。</p>	<p>4 旅費の支給方法は、一般職の職員の例による。</p>
<p>付 則 省略</p>	<p>付 則 現行のとおり</p> <p>付 則 (令和8年2月27日条例第●号) (施行期日等)</p>
	<p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第3項の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。</p>
	<p>2 この条例（第5条第3項の改正規定を除く。）による改正後の足立区行</p>

改正前				改正後																																																																			
<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>日額月額の別</th> <th>報酬金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育委員会</td> <td>委員</td> <td>月額</td> <td>232,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">選挙管理委員会</td> <td>委員長</td> <td>月額</td> <td>290,000円</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>月額</td> <td>232,000円</td> </tr> <tr> <td>補充員</td> <td>日額</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">監査委員</td> <td>識見選出委員</td> <td>月額</td> <td>304,000円</td> </tr> <tr> <td>議員選出委員</td> <td>月額</td> <td>137,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">農業委員会</td> <td>会長</td> <td>月額</td> <td>94,000円</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>月額</td> <td>47,000円</td> </tr> </tbody> </table>				区分		日額月額の別	報酬金額	教育委員会	委員	月額	232,000円	選挙管理委員会	委員長	月額	290,000円	委員	月額	232,000円	補充員	日額	5,000円	監査委員	識見選出委員	月額	304,000円	議員選出委員	月額	137,000円	農業委員会	会長	月額	94,000円	委員	月額	47,000円	<p>政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。</p> <p>（報酬の内払）</p> <p>3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の足立区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。</p>																																			
				区分		日額月額の別	報酬金額																																																																
教育委員会	委員	月額	232,000円																																																																				
選挙管理委員会	委員長	月額	290,000円																																																																				
	委員	月額	232,000円																																																																				
	補充員	日額	5,000円																																																																				
監査委員	識見選出委員	月額	304,000円																																																																				
	議員選出委員	月額	137,000円																																																																				
農業委員会	会長	月額	94,000円																																																																				
	委員	月額	47,000円																																																																				
<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>日額月額の別</th> <th>報酬金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育委員会</td> <td>委員</td> <td>月額</td> <td>239,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">選挙管理委員会</td> <td>委員長</td> <td>月額</td> <td>299,900円</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>月額</td> <td>239,900円</td> </tr> <tr> <td>補充員</td> <td>日額</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">監査委員</td> <td>識見選出委員</td> <td>月額</td> <td>314,300円</td> </tr> <tr> <td>議員選出委員</td> <td>月額</td> <td>158,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">農業委員会</td> <td>会長</td> <td>月額</td> <td>97,200円</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>月額</td> <td>48,600円</td> </tr> </tbody> </table>				区分		日額月額の別	報酬金額	教育委員会	委員	月額	239,900円	選挙管理委員会	委員長	月額	299,900円	委員	月額	239,900円	補充員	日額	5,200円	監査委員	識見選出委員	月額	314,300円	議員選出委員	月額	158,200円	農業委員会	会長	月額	97,200円	委員	月額	48,600円	<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>日額月額の別</th> <th>報酬金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育委員会</td> <td>委員</td> <td>月額</td> <td>239,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">選挙管理委員会</td> <td>委員長</td> <td>月額</td> <td>299,900円</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>月額</td> <td>239,900円</td> </tr> <tr> <td>補充員</td> <td>日額</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">監査委員</td> <td>識見選出委員</td> <td>月額</td> <td>314,300円</td> </tr> <tr> <td>議員選出委員</td> <td>月額</td> <td>158,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">農業委員会</td> <td>会長</td> <td>月額</td> <td>97,200円</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>月額</td> <td>48,600円</td> </tr> </tbody> </table>				区分		日額月額の別	報酬金額	教育委員会	委員	月額	239,900円	選挙管理委員会	委員長	月額	299,900円	委員	月額	239,900円	補充員	日額	5,200円	監査委員	識見選出委員	月額	314,300円	議員選出委員	月額	158,200円	農業委員会	会長	月額	97,200円	委員	月額	48,600円
				区分		日額月額の別	報酬金額																																																																
教育委員会	委員	月額	239,900円																																																																				
選挙管理委員会	委員長	月額	299,900円																																																																				
	委員	月額	239,900円																																																																				
	補充員	日額	5,200円																																																																				
監査委員	識見選出委員	月額	314,300円																																																																				
	議員選出委員	月額	158,200円																																																																				
農業委員会	会長	月額	97,200円																																																																				
	委員	月額	48,600円																																																																				
区分		日額月額の別	報酬金額																																																																				
教育委員会	委員	月額	239,900円																																																																				
選挙管理委員会	委員長	月額	299,900円																																																																				
	委員	月額	239,900円																																																																				
	補充員	日額	5,200円																																																																				
監査委員	識見選出委員	月額	314,300円																																																																				
	議員選出委員	月額	158,200円																																																																				
農業委員会	会長	月額	97,200円																																																																				
	委員	月額	48,600円																																																																				

旅費規定の改正内容

【別紙2】

		現行	改正後（案）
宿泊費等	名称	宿泊料	宿泊費（名称変更）
	改正内容	上限付き実費支給とする。 〔内国旅行の上限額〕 13,300円	上限付き実費支給とする。 〔内国旅行の最高上限額〕 27,000円 ※都道府県ごとに上限額を設定
	名称	—	包括宿泊費（新規）
	改正内容	—	① 交通費と宿泊費が一体となったパック旅行商品代のための旅費種目を新設する。 ② 包括宿泊費の額は、交通費の額と宿泊費基準額の合計を上限とする。
	名称	食卓料	食卓料（廃止）
	改正内容	夕朝食の費用が必要な場合に限り、定額支給する（1泊2食付きの宿泊の場合支給しない）。 〔内国旅行〕 定額 3,000円	宿泊を伴う内国旅行における食卓料にあたる費用は、宿泊手当に含まれるため、食卓料を廃止する。
	名称	—	宿泊手当（新規）
改正内容	—	宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てる旅費として、定額支給する。 〔内国旅行〕 定額 2,400円 ※食事付きの宿泊の場合減額支給 1泊2食付き 1/3の額 1泊1食付き 2/3の額	
名称	旅行雑費	旅行雑費	
改正内容	① 内国旅行（近接地内）では、緊急その他やむを得ない事情により通信費を要した場合に定額で支給する。 ② 内国旅行（近接地外）では、定額で支給する。 〔内国旅行〕 定額 100円	① 宿泊を伴わない内国旅行における緊急かつ臨時の費用として、公務上必要な場合に定額で支給する。 ② 宿泊を伴う内国旅行における旅行雑費にあたる費用は、宿泊手当に含まれるため、支給しない。 〔内国旅行〕 定額 100円	
交通費	名称	鉄道賃	鉄道賃
	改正内容	内国旅行の急行料金は、特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上の場合のみ支給する。	内国旅行の急行料金支給の要件を廃止し、公務上必要な場合には実績に応じて支給する。
	名称	車賃	その他の交通費（名称変更）
	改正内容	車での移動について実費支給とする。 ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により実費額によることができない場合には、路程1キロメートルにつき37円を支給する。	【追加】 鉄道、船舶及び航空機以外での移動（路線バス、タクシー、レンタカー等）について旅費として支給する。
	名称	航空賃	航空賃
改正内容	◎内国旅行◎ 旅客運賃の範囲内の実費額 ◎外国旅行◎ 運賃の等級を3以上の階級に区分する場合は最上級の直近下位の旅客運賃。2階級に区分する場合は上級の旅客運賃。	◎内国旅行◎ 運賃の等級が区分された航空機により移動するときは、最下級の運賃を支給する。 ◎外国旅行◎ 運賃の等級が区分された航空機により移動するときは、最上級の運賃を支給可能とする。ただし、運賃の等級が三以上に区分された航空機により移動するときは最上級の直近下位の級の運賃を支給可能とする。	

		現行	改正後（案）
交通費	名称	船賃	船賃
	改正内容	◎外国旅行◎ 運賃の等級を2以上の階級に区分する場合は最上級の旅客運賃とし、最上級の旅客運賃を更に2以上に区分する場合は下記のとおり。 ① 4以上に区分：最上級の直近下位の級の旅客運賃 ② 3に区分：中級の旅客運賃 ③ 2に区分：下級の旅客運賃	◎外国旅行◎ 運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級の運賃を支給可能とする。
その他	名称	—	手数料（新規）
	改正内容	—	鉄道、船舶及び航空機の利用に際して、手数料等が発生し、それが旅行の実情に照らして公務上必要である場合には、当該手数料等を支給可能とする。
	名称	—	旅費の返納（新規）
	改正内容	—	① 旅行者が条例等に違反して旅費の支給を受けた場合に、旅費を返納させなければならない。 ② 旅行者が条例等に違反して旅費の支給を受けた場合に、当該旅行者に対して支払う給与又は旅費の額から、返納が必要な金額に相当する額を差し引くことができる。
	名称	渡航手数料	渡航雑費（名称変更）
	改正内容	旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料、査証手数料、外貨交換手数料、空港旅客サービス施設使用料、旅客保安サービス料及び入出国税の実費額を支給する。	渡航手数料として実費支給をしていたものに加え、その他外国旅行に要する費用（保険料や携行品等の購入等）の実費額を支給する。
	名称	死亡手当	死亡手当
	改正内容	外国旅行において死亡した場合、定額を支給する。 定額 640,000円	外国旅行において死亡した場合、定額を支給する。 定額 930,000円
	名称	近接地内・地外の区分	近接地内・地外の区分（廃止）
	改正内容	近接地の設定をする。	近接地の設定を廃止する（近接地内、近接地外の区分を廃止する）。

第 3 5 号議案説明資料

令和 8 年 2 月 2 5 日

件 名	区議会等の行う調査のため出頭する者及び公聴会に参加する者の費用弁償条例の一部を改正する条例														
所管部課名	総務部 総務課														
内 容	<p>区議会、区長、選挙管理委員会及び監査委員の行う審査や調査のために出頭する関係者や公聴会に参加する者に対する費用弁償は、「足立区職員の旅費に関する条例」の適用を受ける職員の例によることになっている。</p> <p>令和 7 年第 4 回定例会にて、職員の旅費を定めた「足立区職員の旅費に関する条例」が改正されたことや、国の法改正趣旨を踏まえ、旅費規定を改正する。</p> <p>1 旅費規定の改正（第 2 条第 2 項関係）</p> <p>(1) 改正内容 「車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び旅行雑費」に改める。</p> <p>(2) 施行年月日 令和 8 年 4 月 1 日</p> <p>2 新旧対照表 別紙 1 のとおり</p> <p>【参考】 改正となる主な旅費等（詳細は別紙 2 のとおり） 出頭する関係者や公聴会に参加する者の旅費は職員の例によるとされている。「足立区職員の旅費に関する条例」の改正に伴い、出頭する関係者や公聴会に参加する者の旅費も改正される。</p> <p>ア 宿泊料の見直し</p> <table border="1" data-bbox="416 1630 1430 2029"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>現行</th> <th>改正後（案）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">改正内容</td> <td>名称</td> <td>宿泊料</td> <td>宿泊費（名称変更）</td> </tr> <tr> <td>内容</td> <td>上限付き実費支給 〔内国旅行の上限額〕 （※ 1）</td> <td>上限付き実費支給 〔内国旅行の最高上限額〕 （※ 2）</td> </tr> <tr> <td>出頭する関係者や公聴会に参加する者</td> <td>11,800円</td> <td>19,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1 全国一律の上限額 ※ 2 宿泊する都道府県ごとに上限額の設定が異なる 《例》東京都他 2 府県 19,000 円、福島県他 2 県 8,000 円</p>			現行	改正後（案）	改正内容	名称	宿泊料	宿泊費（名称変更）	内容	上限付き実費支給 〔内国旅行の上限額〕 （※ 1）	上限付き実費支給 〔内国旅行の最高上限額〕 （※ 2）	出頭する関係者や公聴会に参加する者	11,800円	19,000円
		現行	改正後（案）												
改正内容	名称	宿泊料	宿泊費（名称変更）												
	内容	上限付き実費支給 〔内国旅行の上限額〕 （※ 1）	上限付き実費支給 〔内国旅行の最高上限額〕 （※ 2）												
	出頭する関係者や公聴会に参加する者	11,800円	19,000円												

《改正の考え方》

出頭する関係者や公聴会に参加する者の旅費の根拠となる職員相当額は、「国家公務員の旅費支給規程」中の「職務の級が十級以下の者」と同基準にしている。

イ 食卓料の廃止

		現行	改正後（案）
改正内容	名称	食卓料	食卓料（廃止）
	内容	夕朝食の費用が必要な場合に限り、定額支給する（1泊2食付きの宿泊の場合支給しない）。	宿泊を伴う内国旅行における食卓料にあたる費用は、宿泊手当に含まれるため、食卓料を廃止する。
	出頭する関係者や公聴会に参加する者	3,000円	廃止

ウ 宿泊手当の新設

		現行	改正後（案）
改正内容	名称	—	宿泊手当（新設）
	内容	—	宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てる旅費として、定額支給する。
	出頭する関係者や公聴会に参加する者	—	定額 2,400円（※1）

※1 食事付きの宿泊の場合減額支給（1泊2食付きは1/3の額、1泊1食付きは2/3の額）

区議会等の行う調査のため出頭する者及び公聴会に参加する者の費用弁償条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○区議会等の行う調査のため出頭する者及び公聴会に参加する者の費用弁償条例</p> <p style="text-align: right;">昭和26年11月15日条例第14号</p>	<p>○区議会等の行う調査のため出頭する者及び公聴会に参加する者の費用弁償条例</p> <p style="text-align: right;">昭和26年11月15日条例第14号</p>
<p>（趣旨）</p>	<p>（趣旨）</p>
<p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第207条其他法令の規定により、区議会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を含む。）、区長、選挙管理委員会及び監査委員の行う審査又は調査のためその招請により出頭する選挙人その他の関係者又は参考人若しくは公聴会に参加する者に対する費用弁償は、この条例の定めるところによる。</p>	<p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第207条其他法令の規定により、区議会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を含む。）、区長、選挙管理委員会及び監査委員の行う審査又は調査のためその招請により出頭する選挙人その他の関係者若しくは参考人又は公聴会に参加する者に対する費用弁償は、この条例の定めるところによる。</p>
<p>（旅費）</p>	<p>（旅費）</p>
<p>第2条 前条の規定により出頭した者又は参加した者に対しては旅費を支給する。但し、区から給料を受ける職にある者には、これを支給しない。</p>	<p>第2条 前条の規定により出頭した者又は参加した者に対しては旅費を支給する。ただし、区から給料を受ける職にある者には、これを支給しない。</p>
<p>2 旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料の7種とし、その額は、足立区職員の旅費に関する条例（昭和50年足立区条例第14号）の適用を受ける職員の例による。ただし、その合計額が1日につき5,000円に達しないときは、5,000円とする。</p>	<p>2 旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び旅行雑費の8種とし、その額は、足立区職員の旅費に関する条例（昭和50年足立区条例第14号）の適用を受ける職員の例による。ただし、その合計額が1日につき5,000円に達しないときは、5,000円とする。</p>
<p>3 前項に定める旅費の支給方法は、一般職の職員の例による。</p> <p>（実費弁償）</p>	<p>3 前項に定める旅費の支給方法は、一般職の職員の例による。</p> <p>（実費弁償）</p>
<p>第3条 前条に定めるものの外必要な経費は、その実費を弁償することができる。</p>	<p>第3条 前条に定めるもののほか、必要な経費は、その実費を弁償することができる。</p>
<p>第4条 省略</p>	<p>第4条 省略</p>
<p>付 則 省略</p>	<p>付 則 現行のとおり</p> <p>付 則（令和8年2月27日条例第●号）</p> <p>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p>

旅費規定の改正内容

【別紙2】

		現行	改正後（案）
宿泊費等	名称	宿泊料	宿泊費（名称変更）
	改正内容	上限付き実費支給とする。 〔内国旅行の上限額〕 一般職員 11,800円	上限付き実費支給とする。 〔内国旅行の最高上限額〕 一般職員 19,000円 ※都道府県ごとに上限額を設定
	名称	—	包括宿泊費（新規）
	改正内容	—	① 交通費と宿泊費が一体となったパック旅行商品代のための旅費種目を新設する。 ② 包括宿泊費の額は、交通費の額と宿泊費基準額の合計を上限とする。
	名称	食卓料	食卓料（廃止）
	改正内容	夕朝食の費用が必要な場合に限り、定額支給する（1泊2食付きの宿泊の場合支給しない）。 〔内国旅行〕 定額 一般職員 2,600円	宿泊を伴う内国旅行における食卓料にあたる費用は、宿泊手当に含まれるため、食卓料を廃止する。
	名称	—	宿泊手当（新規）
	改正内容	—	宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てる旅費として、定額支給する。 〔内国旅行〕 定額 2,400円 ※食事付きの宿泊の場合減額支給 1泊2食付き 1/3の額 1泊1食付き 2/3の額
名称	旅行雑費	旅行雑費	
改正内容	① 内国旅行（近接地内）では、緊急その他やむを得ない事情により通信費を要した場合に定額で支給する。 ② 内国旅行（近接地外）では、定額で支給する。 〔内国旅行〕 定額 100円	① 宿泊を伴わない内国旅行における緊急かつ臨時の費用として、公務上必要な場合に定額で支給する。 ② 宿泊を伴う内国旅行における旅行雑費にあたる費用は、宿泊手当に含まれるため、支給しない。 〔内国旅行〕 定額 100円	
交通費	名称	鉄道賃	鉄道賃
	改正内容	内国旅行の急行料金は、特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上の場合のみ支給する。	内国旅行の急行料金支給の要件を廃止し、公務上必要な場合には実績に応じて支給する。
	名称	車賃	その他の交通費（名称変更）
	改正内容	車での移動について実費支給とする。 ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により実費額によることができない場合には、路程1キロメートルにつき37円を支給する。	【追加】 鉄道、船舶及び航空機以外での移動（路線バス、タクシー、レンタカー等）について旅費として支給する。

		現行	改正後（案）
交通費	名称	航空賃	航空賃
	改正内容	運賃の等級を2以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、下級の運賃を支給する。	【追加】 外国旅行であって、運賃の等級が2以上の階級に区分する航空路により著しく長時間にわたる移動とされる場合は、最下級の直近上位の級の運賃を支給可能とする。
	名称	船賃	船賃
	改正内容	① 内国旅行において、運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃を支給する。 ② 内国旅行において、運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃を支給する。	内国旅行において、運賃の等級が区分する船舶による旅行の場合には、最下級の運賃を支給する。
その他	名称	—	手数料（新規）
	改正内容	—	鉄道、船舶及び航空機の利用に際して、手数料等が発生し、それが旅行の実情に照らして公務上必要である場合には、当該手数料等を支給可能とする。
	名称	—	旅費の返納（新規）
	改正内容	—	① 旅行者が条例等に違反して旅費の支給を受けた場合に、旅費を返納させなければならない。 ② 旅行者が条例等に違反して旅費の支給を受けた場合に、当該旅行者に対して支払う給与又は旅費の額から、返納が必要な金額に相当する額を差し引くことができる。
	名称	近接地内・地外の区分	近接地内・地外の区分（廃止）
改正内容	近接地の設定をする。	近接地の設定を廃止する（近接地内、近接地外の区分を廃止する）。	

第36号議案説明資料

令和8年2月25日

件名	足立区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例																												
所管部課名	総務部 総務課																												
内容	<p>令和7年12月15日に開催された足立区特別職議員報酬等審議会の答申に基づき、教育委員会教育長及び常勤の監査委員の給料を改定する。</p> <p>また、令和7年第4回定例会にて、職員の旅費を定めた「足立区職員の旅費に関する条例」が改正されたことや、国の法改正趣旨を踏まえ、旅費規定も併せて改正する。</p> <p>1 給料の改定（第2条関係）</p> <p>(1) 改定内容</p> <p>ア 教育長：給料3.2%引き上げ</p> <table border="1" data-bbox="435 929 1428 1211"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職名</th> <th colspan="2">現行</th> <th colspan="2">改定後（案）</th> </tr> <tr> <th>給料月額</th> <th>期末手当</th> <th>給料月額（※1）</th> <th>期末手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育長</td> <td>745,800円</td> <td>2.99月</td> <td>769,700円</td> <td>2.99月 （変更なし）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 100円未満を四捨五入して算出</p> <p>イ 常勤の監査委員：給料16.1%引き上げ</p> <table border="1" data-bbox="435 1357 1428 1639"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職名</th> <th colspan="2">現行</th> <th colspan="2">改定後（案）</th> </tr> <tr> <th>給料月額</th> <th>期末手当</th> <th>給料月額（※1）</th> <th>期末手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常勤の監査委員</td> <td>617,900円</td> <td>2.99月</td> <td>717,400円</td> <td>2.99月 （変更なし）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 100円未満を四捨五入して算出</p> <p>(2) 施行年月日 令和8年4月1日</p> <p>(3) 改定額の算出方法</p> <p>ア 教育長 教育長の給料は長年引き上げがなく、部長級職員の平均年収との差が徐々に縮まってきていた。</p> <p>また、令和7年の特別区人事委員会勧告で大幅な改定や制度改正があり、その差が今後さらに縮まる状況であった。</p> <p>上記の点を踏まえ、答申では、部長級職員の年間給与改定額との均</p>	職名	現行		改定後（案）		給料月額	期末手当	給料月額（※1）	期末手当	教育長	745,800円	2.99月	769,700円	2.99月 （変更なし）	職名	現行		改定後（案）		給料月額	期末手当	給料月額（※1）	期末手当	常勤の監査委員	617,900円	2.99月	717,400円	2.99月 （変更なし）
職名	現行		改定後（案）																										
	給料月額	期末手当	給料月額（※1）	期末手当																									
教育長	745,800円	2.99月	769,700円	2.99月 （変更なし）																									
職名	現行		改定後（案）																										
	給料月額	期末手当	給料月額（※1）	期末手当																									
常勤の監査委員	617,900円	2.99月	717,400円	2.99月 （変更なし）																									

衡を確保する観点から、令和7年の特別区人事委員会勧告に基づき、給料月額については部長職の平均号級改定率に準拠して3.2%の引き上げを適用し、その額の100円未満の端数を四捨五入して算出している。

イ 常勤の監査委員

以前から、常勤監査委員の年収は、部長級職員の平均年収より低い水準にあった。

また、令和7年の特別区人事委員会勧告で大幅な改定や制度改正があり、その差が今後さらに広がる状況であった。

区では近年、区の行財政運営が公正で合理的かつ効率的に行われているかをより厳正に監査するため、常勤の監査委員に税のスペシャリストである国税庁の元局長級職員を招聘する方針を取っている。

答申では上記の点を踏まえるとともに、以下(ア)(イ)も参考に、給料月額を16.1%引き上げている。なお、給料月額の100円未満の端数を四捨五入して算出している。

(ア) 再任用制度を参考に「元局長級＝国家公務員の現役課長級」と捉え、同現役課長級の年収を参考にした。

(イ) 令和7年の特別区人事委員会勧告に基づく部長職の平均号級改定率を参考にした。

2 旅費規定の改正（第3条関係）

(1) 主な改正内容（詳細は別紙1のとおり）

ア 宿泊料の見直し

		現行	改正後（案）
改正内容	名称	宿泊料	宿泊費（名称変更）
	内容	上限付き実費支給 〔内国旅行の上限額〕 （※1）	上限付き実費支給 〔内国旅行の最高上限額〕 （※2）
	①区長	14,900円	27,000円
	②副区長 ③教育長 ④常勤の 監査委員	13,300円	

※1 全国一律の上限額

※2 宿泊する都道府県ごとに上限額の設定が異なる

《例》東京都他2府県27,000円、福島県他2県11,000円

《改正の考え方》

「国家公務員の旅費支給規程」中の「指定職職員等」と同基準にしている。

イ 食卓料の廃止

		現行	改正後（案）
改正内容	名称	食卓料	食卓料（廃止）
	内容	夕朝食の費用が必要な場合に限り、定額支給する（1泊2食付きの宿泊の場合支給しない）。	宿泊を伴う内国旅行における食卓料にあたる費用は、宿泊手当に含まれるため、食卓料を廃止する。
	①区長	3,300円	廃止
	②副区長 ③教育長 ④常勤の 監査委員	3,000円	

ウ 宿泊手当の新設

		現行	改正後（案）
改正内容	名称	—	宿泊手当（新設）
	内容	—	宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てる旅費として、定額支給する。
	①区長 ②副区長 ③教育長 ④常勤の 監査委員	—	定額 2,400円（※1）

※1 食事付きの宿泊の場合減額支給（1泊2食付きは1/3の額、1泊1食付きは2/3の額）

(2) 他の役職への影響について

宿泊費等の旅費については、各条例で以下のとおり定めている。各役職の旅費で改正が必要な部分については、所管ごとに令和8年第1回定例会で条例改正を予定している。

職名	宿泊費等の旅費
正副議長（※1）	区長相当額
議員	副区長相当額
行政委員	
附属機関委員	
選挙長等	

※1 議長及び副議長が区議会を代表する公務旅行の場合は、区長相当額を適用。

(3) 施行年月日
令和8年4月1日

3 新旧対照表
別紙2のとおり

旅費規定の改正内容

【別紙1】

		現行	改正後（案）
宿泊費等	名称	宿泊料	宿泊費（名称変更）
	改正内容	上限付き実費支給とする。 〔内国旅行の上限額〕 【区長】 14,900円 【副区長、教育長、常勤監査】 13,300円	上限付き実費支給とする。 〔内国旅行の最高上限額〕 【区長、副区長、教育長、常勤監査】 27,000円 ※都道府県ごとに上限額を設定
	名称	—	包括宿泊費（新規）
	改正内容	—	① 交通費と宿泊費が一体となったパック旅行商品代のための旅費種目を新設する。 ② 包括宿泊費の額は、交通費の額と宿泊費基準額の合計を上限とする。
	名称	食卓料	食卓料（廃止）
	改正内容	夕朝食の費用が必要な場合に限り、定額支給する（1泊2食付きの宿泊の場合支給しない）。 〔内国旅行〕 定額 【区長】 3,300円 【副区長、教育長、常勤監査】 3,000円	宿泊を伴う内国旅行における食卓料にあたる費用は、宿泊手当に含まれるため、食卓料を廃止する。
	名称	—	宿泊手当（新規）
	改正内容	—	宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てる旅費として、定額支給する。 〔内国旅行〕 定額 2,400円 ※食事付きの宿泊の場合減額支給 1泊2食付き 1/3の額 1泊1食付き 2/3の額
名称	旅行雑費	旅行雑費	
改正内容	① 内国旅行（近接地内）では、緊急その他やむを得ない事情により通信費を要した場合に定額で支給する。 ② 内国旅行（近接地外）では、定額で支給する。 〔内国旅行〕 定額 100円	① 宿泊を伴わない内国旅行における緊急かつ臨時の費用として、公務上必要な場合に定額で支給する。 ② 宿泊を伴う内国旅行における旅行雑費にあたる費用は、宿泊手当に含まれるため、支給しない。 〔内国旅行〕 定額 100円	
交通費	名称	鉄道賃	鉄道賃
	改正内容	内国旅行の急行料金は、特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上の場合のみ支給する。	内国旅行の急行料金支給の要件を廃止し、公務上必要な場合には実績に応じて支給する。
	名称	車賃	その他の交通費（名称変更）
改正内容	車での移動について実費支給とする。 ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により実費額によることができない場合には、路程1キロメートルにつき37円を支給する。	【追加】 鉄道、船舶及び航空機以外での移動（路線バス、タクシー、レンタカー等）について旅費として支給する。	

		現行	改正後（案）
交通費	名称	航空賃	航空賃
	改正内容	<p>【区長】 ◎内国旅行◎ 旅客運賃の範囲内の実費額 ◎外国旅行◎ 運賃の等級を2以上の階級に区分する場合は最上級の旅客運賃。</p> <p>【副区長、教育長、常勤監査】 ◎内国旅行◎ 旅客運賃の範囲内の実費額 ◎外国旅行◎ 運賃の等級を3以上の階級に区分する場合は最上級の直近下位の旅客運賃。2階級に区分する場合は上級の旅客運賃。</p>	<p>【区長、副区長、教育長、常勤監査】 ◎内国旅行◎ 運賃の等級が区分された航空機により移動するときは、最下級の運賃を支給する。 ◎外国旅行◎ 運賃の等級が区分された航空機により移動するときは、最上級の運賃を支給可能とする。ただし、運賃の等級が三以上に区分された航空機により移動するときは最上級の直近下位の級の運賃を支給可能とする。</p>
交通費	名称	船賃	船賃
	改正内容	<p>【副区長、教育長、常勤監査】 ◎外国旅行◎ 運賃の等級を2以上の階級に区分する場合は最上級の旅客運賃とし、最上級の旅客運賃を更に2以上に区分する場合は下記のとおり。 ① 4以上に区分：最上級の直近下位の級の旅客運賃 ② 3に区分：中級の旅客運賃 ③ 2に区分：下級の旅客運賃</p>	<p>【副区長、教育長、常勤監査委員】 ◎外国旅行◎ 運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級の運賃を支給可能とする。</p>
その他	名称	—	手数料（新規）
	改正内容	—	鉄道、船舶及び航空機の利用に際して、手数料等が発生し、それが旅行の実情に照らして公務上必要である場合には、当該手数料等を支給可能とする。
	名称	—	旅費の返納（新規）
	改正内容	—	<p>① 旅行者が条例等に違反して旅費の支給を受けた場合に、旅費を返納させなければならない。</p> <p>② 旅行者が条例等に違反して旅費の支給を受けた場合に、当該旅行者に対して支払う給与又は旅費の額から、返納が必要な金額に相当する額を差し引くことができる。</p>
	名称	渡航手数料	渡航雑費（名称変更）
	改正内容	旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料、査証手数料、外貨交換手数料、空港旅客サービス施設使用料、旅客保安サービス料及び入出国税の実費額を支給する。	渡航手数料として実費支給をしていたものに加え、 その他外国旅行に要する費用 （保険料や携行品等の購入等）の実費額を支給する。
	名称	死亡手当	死亡手当
	改正内容	<p>外国旅行において死亡した場合、定額を支給する。</p> <p>定額 【区長】 800,000円 【副区長、教育長、常勤監査】 640,000円</p>	<p>外国旅行において死亡した場合、定額を支給する。</p> <p>定額 【区長、副区長、教育長、常勤監査】 930,000円</p>
	名称	近接地内・地外の区分	近接地内・地外の区分（廃止）
改正内容	近接地の設定をする。	近接地の設定を廃止する（近接地内、近接地外の区分を廃止する）。	

足立区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (案)

改正前	改正後												
○足立区長等の給料等に関する条例 昭和31年10月12日条例第13号	○足立区長等の給料等に関する条例 昭和31年10月12日条例第13号												
第1条 省略 (給料)	第1条 省略 (給料)												
第2条 区長等の給料の額は、別表第1による。 (旅費)	第2条 区長等の給料の額は、別表第1による。 (旅費)												
第3条 区長等が公務により旅行するときは、旅費を支給する。	第3条 区長等が公務により旅行するときは、旅費を支給する。												
2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、 車賃、旅行雑費、宿泊料、食卓料、渡航手数料及び死亡手当 とし、その額は、別表第2に定めるものを除き、足立区職員の旅費に関する条例(昭和50年足立区条例第14号。以下「旅費条例」という。)の適用を受ける職員の例による。	2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、 その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費、死亡手当及び旅行雑費 とし、その額は、別表第2に定めるものを除き、足立区職員の旅費に関する条例(昭和50年足立区条例第14号。以下「旅費条例」という。)の適用を受ける職員の例による。												
付 則 省略	付 則 現行のとおり 付 則 (令和8年2月27日条例第●号) (施行期日) 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 改正後の第3条第2項及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。												
別表第1 (第2条関係)	別表第1 (第2条関係)												
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職名</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区長</td> <td style="text-align: right;">107万8,800円</td> </tr> <tr> <td>副区長</td> <td style="text-align: right;">86万4,900円</td> </tr> </tbody> </table>	職名	給料月額	区長	107万8,800円	副区長	86万4,900円	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職名</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区長</td> <td style="text-align: right;">107万8,800円</td> </tr> <tr> <td>副区長</td> <td style="text-align: right;">86万4,900円</td> </tr> </tbody> </table>	職名	給料月額	区長	107万8,800円	副区長	86万4,900円
職名	給料月額												
区長	107万8,800円												
副区長	86万4,900円												
職名	給料月額												
区長	107万8,800円												
副区長	86万4,900円												

改正前	
教育委員会教育長	74万5,800円
常勤の監査委員	61万7,900円

別表第2（第3条関係）

(1) 鉄道賃、船賃及び外国旅行の航空賃

区分	支給額
鉄道賃	<p>次に規定する旅客運賃、急行料金、寝台料金、特別車両料金及び座席指定料金のそれぞれの範囲内の実費額</p> <p>(1) 旅費条例第17条に規定する旅客運賃、急行料金、寝台料金及び座席指定料金</p> <p>(2) 特別車両料金を徴する客車を利用した場合には、前号に規定する旅客運賃、急行料金、寝台料金及び座席指定料金のほか、特別車両料金</p>
	<p>次に規定する旅客運賃、急行料金及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）の範囲内の実費額</p> <p>(1) 旅客運賃の等級を3以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、最上級の旅客運賃</p> <p>(2) 旅客運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、上級の旅客運賃</p> <p>(3) 旅客運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する旅客運賃</p> <p>(4) 前3号に規定する旅客運賃のほか、旅費条例第29条第4号に規定する旅客運賃並びに同条第5号に規定する急行料金及び寝台料金</p>
船賃	<p>次に規定する旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。）、寝台料金、特別船室料金及び座席指定料金のそれぞれの範囲内の実費額</p>

改正後	
教育委員会教育長	76万9,700円
常勤の監査委員	71万7,400円

別表第2（第3条関係）

(1) 鉄道賃、船賃及び航空賃

区分	支給額
鉄道賃	<p>旅費条例第9条第1項に定める額。ただし、同項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最上級の運賃の額とする。</p>
船賃	<p>旅費条例第10条第1項に定める額。ただし、同項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最上</p>

改正前		改正後	
		(1) 乗船に要する旅客運賃（その等級を2又は3の階級に区分する船舶による旅行の場合は、最上級の旅客運賃（最上級の旅客運賃を更に2以上に区分する場合は、その内の最上級の旅客運賃））	級の運賃の額とする。
		(2) 前号に規定する旅客運賃のほか、旅費条例第18条第1項に規定する寝台料金、特別船室料金及び座席指定料金	
外国旅行	副区長、教育委員会、教育長及び常勤の監査委員	次に規定する旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。）及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）の範囲内の実費額 (1) 乗船に要する旅客運賃（その等級を2以上の階級に区分する船舶による旅行の場合は、最上級の旅客運賃（最上級の旅客運賃を更に2以上に区分する場合は、その内の最上級の旅客運賃）） (2) 前号に規定する旅客運賃のほか、旅費条例第30条第3号に規定する旅客運賃及び同条第4号に規定する寝台料金	
		次に規定する旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。）及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）の範囲内の実費額 (1) 旅客運賃の等級を2以上の階級に区分する船舶による旅行の場合は、最上級の旅客運賃とし、最上級の旅客運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合は、次に規定する運賃ア 最上級の旅客運賃を4以上に区分する船舶	

改正前			改正後		
		<p>による旅行の場合は、最上級の直近下位の級の旅客運賃</p> <p>イ 最上級の旅客運賃を3に区分する船舶による旅行の場合は、中級の旅客運賃</p> <p>ウ 最上級の旅客運賃を2に区分する船舶による旅行の場合は、下級の旅客運賃</p> <p>(2) 前号に規定する旅客運賃のほか、旅費条例第30条第3号に規定する旅客運賃及び同条第4号に規定する寝台料金</p>			
外国旅行の航空賃	区長	<p>次に規定する旅客運賃の範囲内の実費額</p> <p>(1) 航空機の利用に要する旅客運賃（その等級を2以上の階級に区分する航空路による旅行の場合は、最上級の旅客運賃）</p> <p>(2) 前号に規定する旅客運賃のほか、旅費条例第31条第1項第3号に規定する旅客運賃</p>	航空賃	<p>旅費条例第11条第1項及び第2項に定める額。ただし、外国旅行の場合における同条第1項第1号に掲げる運賃の額の上限は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 運賃の等級が2に区分された航空機により移動する場合 最上級の運賃の額</p> <p>(2) 運賃の等級が3以上に区分された航空機により移動する場合 最上級の直近下位の級の運賃の額</p>	
	副区長、教育委員会教育長及び常勤の監査委員	<p>次に規定する旅客運賃の範囲内の実費額</p> <p>(1) 旅客運賃の等級を3以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、最上級の直近下位の級の旅客運賃</p> <p>(2) 旅客運賃の等級を2階級に区分する航空路による旅行の場合には、上級の旅客運賃</p> <p>(3) 旅客運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する旅客運賃</p> <p>(4) 前3号に規定する旅客運賃のほか、旅費条例第31条第1項第3号に規定する旅客運賃</p>			
(2) 国内旅行の宿泊料及び食卓料			(2) 宿泊費		
区分	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)	区分	宿泊費 (1夜につき)	

改正前					改正後				
区長	1万4,900円				3,300円				
副区長、教育委員会教育長及び常勤の監査委員	1万3,300円				3,000円				
(3) 外国旅行の旅行雑費、宿泊料及び食卓料					(3) 削除				
区分	旅行雑費（1日につき）				宿泊料（1夜につき）				食卓料（1夜につき）
	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	
区長	4,700円	3,950円	3,150円	2,850円	2万円9,000円	2万円4,200円	1万円9,400円	1万円7,400円	8,000円
副区長、教育委員会教育長及び常勤の監査委員	4,150円	3,500円	2,800円	2,550円	2万円5,700円	2万円1,500円	1万円7,200円	1万円5,500円	7,700円
(4) 死亡手当					(4) 削除				

国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。以下「省令」という。）別表第2の1の表の区分の欄に掲げる区分に応じ、同表の指定職職員等の欄に定める額

省令別表第2の2の表の区分の欄に掲げる区分に応じ、同表の指定職職員等の欄に定める額

改正前		改正後
区分	死亡手当	
区長	80万円	
副区長、教育委員会教育長及び常勤 の監査委員	64万円	

第 3 7 号議案説明資料

令和 8 年 2 月 2 5 日

件 名	足立区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例																																																												
所管部課名	総務部 人事課																																																												
内 容	<p>1 概要</p> <p>令和 7 年特別区人事委員会勧告（特別区職員労働組合連合会と妥結）により、管理職の職務・職責をより重視した給料体系の実現と早期昇格者の処遇改善を図るため、管理職の給料月額等について、23区同様の内容で条例の改正を行う。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 給料表（第 5 条）の改定</p> <p>管理職等の給料月額の見直し（給与制度のアップデート）。</p> <p>ア 5 級（課長級）は、初号近辺の号給をカットし、給料月額を引き上げる。</p> <table border="1" data-bbox="512 965 1278 1133"> <thead> <tr> <th colspan="4">行政職給料表（一） 5 級（課長級）</th> </tr> <tr> <th>現行号給</th> <th>現行月額（百円）</th> <th>改定号給</th> <th>改定月額（百円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～33 号</td> <td>3,200～3,968</td> <td>1 号</td> <td>3,968</td> </tr> <tr> <td>34～109 号</td> <td>3,993～4,716</td> <td>2～77 号</td> <td>3,993～4,716</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 6 級（部長級）は、初号の給料月額を引き上げつつ、給料月額を刻みの大きい簡素な号給構成とする。</p> <table border="1" data-bbox="512 1234 1278 1655"> <thead> <tr> <th colspan="4">行政職給料表（一） 6 級（部長級）</th> </tr> <tr> <th>現行号給</th> <th>現行月額（百円）</th> <th>改定号給</th> <th>改定月額（百円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～40 号</td> <td>3,965～4,977</td> <td>1 号</td> <td>4,977</td> </tr> <tr> <td>41～46 号</td> <td>4,992～5,062</td> <td>2 号</td> <td>5,062</td> </tr> <tr> <td>47～53 号</td> <td>5,074～5,139</td> <td>3 号</td> <td>5,139</td> </tr> <tr> <td>54～61 号</td> <td>5,148～5,204</td> <td>4 号</td> <td>5,204</td> </tr> <tr> <td>62～72 号</td> <td>5,211～5,265</td> <td>5 号</td> <td>5,265</td> </tr> <tr> <td>73～83 号</td> <td>5,270～5,320</td> <td>6 号</td> <td>5,320</td> </tr> <tr> <td>84～89 号</td> <td>5,325～5,350</td> <td>7 号</td> <td>5,369</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td></td> <td>8 号</td> <td>5,394</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td></td> <td>9 号</td> <td>5,414</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 昇給（第 6 条）の改定</p> <p>行政職給料表（一）の適用を受ける部長級職員について、標準の昇給号給数を 0 号給とし、勤務成績が特に良好以上の場合に限り昇給する。</p> <p>3 新旧対照表</p> <p>別紙 1・2 のとおり</p> <p>4 施行年月日</p> <p>令和 8 年 4 月 1 日</p>	行政職給料表（一） 5 級（課長級）				現行号給	現行月額（百円）	改定号給	改定月額（百円）	1～33 号	3,200～3,968	1 号	3,968	34～109 号	3,993～4,716	2～77 号	3,993～4,716	行政職給料表（一） 6 級（部長級）				現行号給	現行月額（百円）	改定号給	改定月額（百円）	1～40 号	3,965～4,977	1 号	4,977	41～46 号	4,992～5,062	2 号	5,062	47～53 号	5,074～5,139	3 号	5,139	54～61 号	5,148～5,204	4 号	5,204	62～72 号	5,211～5,265	5 号	5,265	73～83 号	5,270～5,320	6 号	5,320	84～89 号	5,325～5,350	7 号	5,369	—		8 号	5,394	—		9 号	5,414
行政職給料表（一） 5 級（課長級）																																																													
現行号給	現行月額（百円）	改定号給	改定月額（百円）																																																										
1～33 号	3,200～3,968	1 号	3,968																																																										
34～109 号	3,993～4,716	2～77 号	3,993～4,716																																																										
行政職給料表（一） 6 級（部長級）																																																													
現行号給	現行月額（百円）	改定号給	改定月額（百円）																																																										
1～40 号	3,965～4,977	1 号	4,977																																																										
41～46 号	4,992～5,062	2 号	5,062																																																										
47～53 号	5,074～5,139	3 号	5,139																																																										
54～61 号	5,148～5,204	4 号	5,204																																																										
62～72 号	5,211～5,265	5 号	5,265																																																										
73～83 号	5,270～5,320	6 号	5,320																																																										
84～89 号	5,325～5,350	7 号	5,369																																																										
—		8 号	5,394																																																										
—		9 号	5,414																																																										

足立区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区職員の給与に関する条例 昭和50年3月31日条例第13号 (初任給及び昇格昇給等の基準)</p> <p>第6条 新たに職員となった場合並びに職員が1つの職務の級から他の職務の級に移った場合及び1つの職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合の給料の基準は、人事委員会が定める。</p> <p>2～3 省略</p> <p>4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として人事委員会が定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>5～6 省略</p> <p>7 職員を降給させる場合におけるその者の号給は、足立区職員の分限に関する条例（昭和49年足立区条例第37号。以下「分限条例」という。）第7条の規定に基づき、その者が降給した日の前日に受けていた号給より3号給下位の号給（当該受けていた号給がその者の属する職務の級の最低の号給の上位3号給以内の号給である場合にあつては、当該最低の号給）とする。</p> <p>8～9 省略 (通勤手当)</p> <p>第16条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。 (1)～(3) 省略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。 (1) 前項第1号に掲げる職員 通勤手当規則で定めるところにより算出</p>	<p>○足立区職員の給与に関する条例 昭和50年3月31日条例第13号 (初任給及び昇格昇給等の基準)</p> <p>第6条 新たに職員となった場合並びに職員が1つの職務の級から他の職務の級に移った場合及び1つの職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合の給料の基準は、人事委員会が定める。</p> <p>2～3 現行のとおり</p> <p>4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(行政職給料表(一)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が6級であるものにあつては、0号給)とすることを標準として人事委員会が定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>5～6 現行のとおり</p> <p>7 職員を降給させる場合におけるその者の号給は、足立区職員の分限に関する条例（昭和49年足立区条例第37号。以下「分限条例」という。）第7条の規定に基づき、その者が降給した日の前日に受けていた号給より3号給下位の号給（当該受けていた号給がその者の属する職務の級の最低の号給の上位3号給以内の号給である場合にあつては、当該最低の号給）とする。</p> <p>8～9 現行のとおり (通勤手当)</p> <p>第16条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。 (1)～(3) 現行のとおり</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。 (1) 前項第1号に掲げる職員 通勤手当規則で定めるところにより算出</p>

改正前	改正後
<p>したその者の支給対象期間（6箇月を超えない範囲内で通勤手当規則で定める期間。以下同じ。）の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）ただし、運賃等相当額を支給対象期間内で通勤手当が支給される月の数（以下「支給月数」という。）で除して得た額が15万円を超えるときは、15万円に当該支給月数を乗じて得た額</p>	<p>したその者の支給対象期間（6箇月を超えない範囲内で通勤手当規則で定める期間。以下同じ。）の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。） </p>
<p>(2) 前項第2号に掲げる職員 別表第4に掲げる職員の区分及び自転車等の片道の使用距離の区分に応じて同表に掲げる額に支給月数を乗じて得た額</p>	<p>(2) 前項第2号に掲げる職員 別表第4に掲げる職員の区分及び自転車等の片道の使用距離の区分に応じて同表に掲げる額に支給対象期間内で通勤手当が支給される月の数（以下「支給月数」という。）を乗じて得た額</p>
<p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して通勤手当規則で定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額（その額を支給月数で除して得た額が15万円を超えるときは、15万円に当該支給月数を乗じて得た額）、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額</p>	<p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して通勤手当規則で定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額 、運賃等相当額又は前号に掲げる額</p>
<p>3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で通勤手当規則で定めるもののうち、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして通勤手当規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車その他の交通機関等 でその利用が通勤手当規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じて得た額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、通勤手当規則で定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する特別料金等相当額（その額を支給月数で除して得た額が15万円を超えるときは、15万円に当</p>	<p>3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で通勤手当規則で定めるもののうち、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして通勤手当規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が通勤手当規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じて得た額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、通勤手当規則で定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（以下「特別料金等相当額」という。）及び同項の規定による</p>

改正前	改正後
<p>該支給月数を乗じて得た額) 及び同項の規定による額の合計額とする。</p> <p>4 前項の規定は、同項の規定による通勤手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして通勤手当規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。</p>	<p>額の合計額とする。</p> <p>4 前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして通勤手当規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(任用の事情等を考慮して通勤手当規則で定める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして通勤手当規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>5 運賃等相当額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)をそれぞれ支給月数で除して得た額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、15万円に支給月数を乗じて得た額とする。</p>
<p>5 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の通勤手当規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給対象期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して通勤手当規則で定める額を返納させるものとする。</p>	<p>6 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の通勤手当規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給対象期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して通勤手当規則で定める額を返納させるものとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>7 通勤手当規則を定めるに当たっては、人事委員会の承認を得るものとする。</p>
<p>6 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、任命権者が定める。 (管理職員特別勤務手当)</p> <p>第24条の2 第10条第1項の規定に基づき指定する職員が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、勤務時間条例第12条第1項の規定により、任命権者が代休日を指定し当該代休日に勤務しなかつた場合には、管理職員特別</p>	<p>8 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、任命権者が定める。 (管理職員特別勤務手当)</p> <p>第24条の2 第10条第1項の規定に基づき指定する職員が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、勤務時間条例第12条第1項の規定により、任命権者が代休日を指定し当該代休日に勤務をしなかつた場合には、管理職員特</p>

改正前	改正後
<p>務手当は支給しない。</p> <p>2 前項本文に規定する場合のほか、第10条第1項の規定に基づき指定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により 週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間 であつて 正規の勤務時間以外の時間に 勤務した 場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額 とする。</p> <p>(1) 第1項本文に規定する場合 同項本文の規定による勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において人事委員会の承認を得て規則で定める額 (当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会の承認を得て規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)</p> <p>(2) 省略</p> <p>4 省略</p>	<p>別勤務手当は支給しない。</p> <p>2 前項本文に規定する場合のほか、第10条第1項の規定に基づき指定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により 午後10時から翌日の午前5時までの間 (週休日等に含まれる時間を除く。) であつて 正規の勤務時間以外の時間に 勤務をした 場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額 (前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会の承認を得て規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額) とする。</p> <p>(1) 第1項本文に規定する場合 同項本文の規定による勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において人事委員会の承認を得て規則で定める額 とする。</p> <p>(2) 現行のとおり</p> <p>4 現行のとおり</p> <p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。 (特定の職務の級の切替え)</p> <p>2 この条例による改正後の足立区職員の給与に関する条例 (以下「改正後の条例」という。) 別表第1イに掲げる行政職給料表 (二) の適用について、この条例の施行の日 (以下「施行日」という。) の前日においてその者の属していた職務の級 (以下「旧級」という。) が付則別表第1の旧級欄に掲げる職務の級であった職員の施行日における職務の級 (以下「新級」という。) は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。 (号給の切替え)</p> <p>3 施行日の前日において足立区職員の給与に関する条例別表第1アに掲げ</p>

改正前	改正後
	<p>る行政職給料表（一）、同表イに掲げる行政職給料表（二）、別表第2イに掲げる医療職給料表（二）及び同表ウに掲げる医療職給料表（三）の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が付則別表第2に掲げられている職務の級であったものの施行日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。</p> <p>（施行日前の異動者の号給の調整）</p> <p>4 施行日前に職務の級を異にする異動をした職員及び特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が施行日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。</p> <p>（復職等の日における号給調整の特例）</p> <p>5 施行日の前日から引き続き休職中等（初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和53年特別区人事委員会規則第18号）第33条の規定による休職中、結核休養中、自己啓発等休業中、配偶者同行休業中、育児休業中、外国派遣中、公益的法人等派遣中又は停職中をいう。以下同じ。）の者のうち、次に掲げる職員の施行日後の復職した日、職務に復帰した日、休養の終了した日の翌日又は再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）における号給は、施行日に復職等をしていただければ決定されていた号給に調整する。</p> <p>（1）休職中等の期間の初日から施行日の前日までの間に初任給、昇格及び昇給等に関する規則第2条第4号に規定する昇給日がある職員</p> <p>（2）復職等の日に昇格する職員（施行日の前日においてこの条例による改正前の足立区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年足立区条例第24号）付則第5項から第7項までに規定する差額に相当する額を加算した額を受ける職員に限る。）</p> <p>（施行日と同日に昇格等をする場合の号給決定）</p> <p>6 施行日と同日に昇格、降格、昇給、降給又は転職等をする場合の号給決定は、付則別表第2による切替えを行った後の号給を基礎として行うもの</p>

改正前	改正後																									
	<p>とする。</p> <p>(他の特別区及び特別区の一部事務組合から採用される職員に対する規定の準用)</p> <p>7 施行日の前日に人事交流により他の特別区及び特別区の一部事務組合を退職し、施行日から採用される職員の初任給決定については、付則第2項から前項まで並びに付則別表第1及び付則別表第2の規定を準用する。</p> <p>(委任)</p> <p>8 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。</p> <p>付則別表第1 (付則第2項、付則第7項関係)</p> <p>職務の級の切替表</p> <table border="1" data-bbox="1173 667 2069 903"> <thead> <tr> <th>旧級</th> <th>新級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級</td> <td>1級</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>2級</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>3級</td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td>4級</td> </tr> </tbody> </table> <p>付則別表第2 (付則第3項、付則第6項、付則第7項関係)</p> <p>号給の切替表</p> <p>ア 行政職給料表(一)の適用を受ける職員の新号給</p> <table border="1" data-bbox="1120 1082 1715 1444"> <thead> <tr> <th>職務の級 旧号給</th> <th>5級</th> <th>6級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	旧級	新級	1級	1級	2級	2級	3級	3級	4級	4級	職務の級 旧号給	5級	6級	1	1	1	2	1	1	3	1	1	4	1	1
旧級	新級																									
1級	1級																									
2級	2級																									
3級	3級																									
4級	4級																									
職務の級 旧号給	5級	6級																								
1	1	1																								
2	1	1																								
3	1	1																								
4	1	1																								

改正前	改正後		
	5	1	1
	6	1	1
	7	1	1
	8	1	1
	9	1	1
	10	1	1
	11	1	1
	12	1	1
	13	1	1
	14	1	1
	15	1	1
	16	1	1
	17	1	1
	18	1	1
	19	1	1
	20	1	1
	21	1	1
	22	1	1
	23	1	1
	24	1	1
	25	1	1
	26	1	1
	27	1	1
	28	1	1
	29	1	1
	30	1	1
	31	1	1
	32	1	1
	33	1	1
	34	2	1

改正前	改正後		
	35	3	1
	36	4	1
	37	5	1
	38	6	1
	39	7	1
	40	8	1
	41	9	2
	42	10	2
	43	11	2
	44	12	2
	45	13	2
	46	14	2
	47	15	3
	48	16	3
	49	17	3
	50	18	3
	51	19	3
	52	20	3
	53	21	3
	54	22	4
	55	23	4
	56	24	4
	57	25	4
	58	26	4
	59	27	4
	60	28	4
	61	29	4
	62	30	5
	63	31	5
	64	32	5

改正前	改正後		
	65	33	5
	66	34	5
	67	35	5
	68	36	5
	69	37	5
	70	38	5
	71	39	5
	72	40	5
	73	41	6
	74	42	6
	75	43	6
	76	44	6
	77	45	6
	78	46	6
	79	47	6
	80	48	6
	81	49	6
	82	50	6
	83	51	6
	84	52	7
	85	53	7
	86	54	7
	87	55	7
	88	56	7
	89	57	7
	90	58	
	91	59	
	92	60	
	93	61	
	94	62	

改正前	改正後				
	10	9	7	1	1
	11	11	8	1	1
	12	12	9	1	1
	13	13	10	1	1
	14	13	11	1	1
	15	15	12	2	1
	16	16	13	3	1
	17	16	14	3	1
	18	16	15	4	1
	19	17	16	5	1
	20	18	17	5	1
	21	19	17	6	1
	22	20	18	7	1
	23	21	18	8	1
	24	22	19	9	1
	25	23	19	9	1
	26	24	20	10	1
	27	25	21	13	1
	28	26	22	17	2
	29	27	23	17	2
	30	28	24	18	3
	31	29	24	18	4
	32	30	25	19	5
	33	31	27	19	5
	34	32	29	20	6
	35	33	31	20	7
	36	34	33	21	8
	37	35	33	22	9
	38	36	34	23	9
	39	37	34	24	10

改正前	改正後				
	<u>40</u>	<u>38</u>	<u>35</u>	<u>25</u>	<u>11</u>
	<u>41</u>	<u>39</u>	<u>35</u>	<u>26</u>	<u>12</u>
	<u>42</u>	<u>40</u>	<u>36</u>	<u>27</u>	<u>13</u>
	<u>43</u>	<u>41</u>	<u>36</u>	<u>28</u>	<u>15</u>
	<u>44</u>	<u>42</u>	<u>37</u>	<u>29</u>	<u>17</u>
	<u>45</u>	<u>43</u>	<u>38</u>	<u>30</u>	<u>17</u>
	<u>46</u>	<u>44</u>	<u>39</u>	<u>31</u>	<u>18</u>
	<u>47</u>	<u>45</u>	<u>40</u>	<u>32</u>	<u>18</u>
	<u>48</u>	<u>46</u>	<u>41</u>	<u>33</u>	<u>19</u>
	<u>49</u>	<u>47</u>	<u>42</u>	<u>35</u>	<u>20</u>
	<u>50</u>	<u>48</u>	<u>43</u>	<u>37</u>	<u>21</u>
	<u>51</u>	<u>49</u>	<u>44</u>	<u>38</u>	<u>21</u>
	<u>52</u>	<u>50</u>	<u>45</u>	<u>40</u>	<u>22</u>
	<u>53</u>	<u>50</u>	<u>46</u>	<u>41</u>	<u>24</u>
	<u>54</u>	<u>51</u>	<u>47</u>	<u>43</u>	<u>25</u>
	<u>55</u>	<u>51</u>	<u>48</u>	<u>44</u>	<u>25</u>
	<u>56</u>	<u>52</u>	<u>48</u>	<u>45</u>	<u>27</u>
	<u>57</u>	<u>52</u>	<u>50</u>	<u>45</u>	<u>28</u>
	<u>58</u>	<u>53</u>	<u>51</u>	<u>46</u>	<u>28</u>
	<u>59</u>	<u>53</u>	<u>52</u>	<u>48</u>	<u>29</u>
	<u>60</u>	<u>54</u>	<u>53</u>	<u>49</u>	<u>29</u>
	<u>61</u>	<u>54</u>	<u>54</u>	<u>51</u>	<u>30</u>
	<u>62</u>	<u>55</u>	<u>55</u>	<u>52</u>	<u>32</u>
	<u>63</u>	<u>56</u>	<u>56</u>	<u>53</u>	<u>33</u>
	<u>64</u>	<u>57</u>	<u>57</u>	<u>54</u>	<u>33</u>
	<u>65</u>	<u>58</u>	<u>58</u>	<u>54</u>	<u>33</u>
	<u>66</u>	<u>59</u>	<u>58</u>	<u>55</u>	<u>34</u>
	<u>67</u>	<u>60</u>	<u>59</u>	<u>56</u>	<u>34</u>
	<u>68</u>	<u>61</u>	<u>60</u>	<u>57</u>	<u>34</u>
	<u>69</u>	<u>62</u>	<u>61</u>	<u>58</u>	<u>35</u>

改正前	改正後				
	<u>70</u>	<u>63</u>	<u>62</u>	<u>59</u>	<u>36</u>
	<u>71</u>	<u>64</u>	<u>63</u>	<u>60</u>	<u>36</u>
	<u>72</u>	<u>65</u>	<u>64</u>	<u>61</u>	<u>37</u>
	<u>73</u>	<u>66</u>	<u>64</u>	<u>61</u>	<u>37</u>
	<u>74</u>	<u>67</u>	<u>65</u>	<u>61</u>	<u>38</u>
	<u>75</u>	<u>68</u>	<u>66</u>	<u>62</u>	<u>38</u>
	<u>76</u>	<u>69</u>	<u>67</u>	<u>62</u>	<u>39</u>
	<u>77</u>	<u>70</u>	<u>68</u>	<u>62</u>	<u>39</u>
	<u>78</u>	<u>71</u>	<u>69</u>	<u>63</u>	<u>40</u>
	<u>79</u>	<u>72</u>	<u>69</u>	<u>63</u>	<u>40</u>
	<u>80</u>	<u>73</u>	<u>70</u>	<u>64</u>	<u>41</u>
	<u>81</u>	<u>74</u>	<u>71</u>	<u>64</u>	<u>41</u>
	<u>82</u>	<u>75</u>	<u>71</u>	<u>65</u>	<u>41</u>
	<u>83</u>	<u>76</u>	<u>71</u>	<u>65</u>	<u>41</u>
	<u>84</u>	<u>77</u>	<u>72</u>	<u>66</u>	<u>42</u>
	<u>85</u>	<u>78</u>	<u>72</u>	<u>67</u>	<u>42</u>
	<u>86</u>	<u>79</u>	<u>72</u>	<u>68</u>	<u>42</u>
	<u>87</u>	<u>80</u>	<u>73</u>	<u>68</u>	<u>43</u>
	<u>88</u>	<u>81</u>	<u>73</u>	<u>69</u>	<u>43</u>
	<u>89</u>	<u>82</u>	<u>73</u>	<u>69</u>	<u>43</u>
	<u>90</u>	<u>83</u>	<u>74</u>	<u>70</u>	<u>44</u>
	<u>91</u>	<u>84</u>	<u>74</u>	<u>71</u>	<u>44</u>
	<u>92</u>	<u>85</u>	<u>74</u>	<u>71</u>	<u>44</u>
	<u>93</u>	<u>86</u>	<u>75</u>	<u>72</u>	<u>45</u>
	<u>94</u>	<u>87</u>	<u>75</u>	<u>72</u>	<u>45</u>
	<u>95</u>	<u>88</u>	<u>75</u>	<u>73</u>	<u>45</u>
	<u>96</u>	<u>89</u>	<u>76</u>	<u>74</u>	<u>46</u>
	<u>97</u>	<u>90</u>	<u>77</u>	<u>75</u>	<u>46</u>
	<u>98</u>	<u>91</u>	<u>77</u>	<u>75</u>	<u>46</u>
	<u>99</u>	<u>92</u>	<u>78</u>	<u>76</u>	<u>46</u>

改正前	改正後				
	<u>100</u>	<u>93</u>	<u>79</u>	<u>77</u>	<u>47</u>
	<u>101</u>	<u>94</u>	<u>80</u>	<u>77</u>	<u>47</u>
	<u>102</u>	<u>95</u>	<u>80</u>	<u>78</u>	<u>47</u>
	<u>103</u>	<u>96</u>	<u>81</u>	<u>79</u>	<u>47</u>
	<u>104</u>	<u>97</u>	<u>82</u>	<u>79</u>	<u>48</u>
	<u>105</u>	<u>98</u>	<u>83</u>	<u>80</u>	<u>48</u>
	<u>106</u>	<u>99</u>	<u>84</u>	<u>81</u>	<u>48</u>
	<u>107</u>	<u>100</u>	<u>85</u>	<u>81</u>	<u>48</u>
	<u>108</u>	<u>101</u>	<u>86</u>	<u>82</u>	<u>49</u>
	<u>109</u>	<u>102</u>	<u>87</u>	<u>83</u>	<u>49</u>
	<u>110</u>	<u>103</u>	<u>88</u>	<u>83</u>	<u>49</u>
	<u>111</u>	<u>104</u>	<u>88</u>	<u>84</u>	<u>50</u>
	<u>112</u>	<u>105</u>	<u>89</u>	<u>85</u>	<u>50</u>
	<u>113</u>	<u>105</u>	<u>90</u>	<u>86</u>	<u>50</u>
	<u>114</u>	<u>106</u>	<u>91</u>	<u>86</u>	<u>51</u>
	<u>115</u>	<u>107</u>	<u>91</u>	<u>87</u>	<u>51</u>
	<u>116</u>	<u>108</u>	<u>92</u>	<u>88</u>	<u>51</u>
	<u>117</u>	<u>109</u>	<u>93</u>	<u>89</u>	<u>52</u>
	<u>118</u>	<u>110</u>	<u>94</u>	<u>90</u>	<u>52</u>
	<u>119</u>	<u>110</u>	<u>94</u>	<u>91</u>	<u>52</u>
	<u>120</u>	<u>111</u>	<u>95</u>	<u>92</u>	<u>53</u>
	<u>121</u>	<u>112</u>	<u>96</u>	<u>93</u>	<u>55</u>
	<u>122</u>	<u>112</u>	<u>97</u>	<u>94</u>	
	<u>123</u>	<u>113</u>	<u>97</u>	<u>95</u>	
	<u>124</u>	<u>113</u>	<u>98</u>	<u>96</u>	
	<u>125</u>	<u>114</u>	<u>99</u>	<u>98</u>	
	<u>126</u>	<u>114</u>	<u>99</u>	<u>99</u>	
	<u>127</u>	<u>115</u>	<u>100</u>	<u>100</u>	
	<u>128</u>	<u>115</u>	<u>101</u>	<u>102</u>	
	<u>129</u>	<u>116</u>	<u>101</u>	<u>103</u>	

改正前	改正後				
	<u>130</u>	<u>116</u>	<u>102</u>	<u>104</u>	
	<u>131</u>	<u>116</u>	<u>103</u>	<u>106</u>	
	<u>132</u>	<u>117</u>	<u>103</u>	<u>107</u>	
	<u>133</u>	<u>117</u>	<u>104</u>	<u>108</u>	
	<u>134</u>	<u>118</u>	<u>104</u>	<u>110</u>	
	<u>135</u>	<u>118</u>	<u>105</u>	<u>111</u>	
	<u>136</u>	<u>118</u>	<u>105</u>	<u>112</u>	
	<u>137</u>	<u>119</u>	<u>105</u>	<u>114</u>	
	<u>138</u>	<u>119</u>	<u>106</u>	<u>115</u>	
	<u>139</u>	<u>120</u>	<u>106</u>	<u>116</u>	
	<u>140</u>	<u>120</u>	<u>106</u>	<u>118</u>	
	<u>141</u>	<u>121</u>	<u>107</u>	<u>119</u>	
	<u>142</u>	<u>121</u>	<u>107</u>	<u>120</u>	
	<u>143</u>	<u>122</u>	<u>107</u>	<u>122</u>	
	<u>144</u>	<u>122</u>	<u>108</u>	<u>123</u>	
	<u>145</u>	<u>123</u>	<u>108</u>	<u>124</u>	
	<u>146</u>	<u>123</u>	<u>108</u>	<u>126</u>	
	<u>147</u>	<u>123</u>	<u>109</u>	<u>127</u>	
	<u>148</u>	<u>124</u>	<u>109</u>	<u>128</u>	
	<u>149</u>	<u>124</u>	<u>109</u>	<u>130</u>	
	<u>150</u>	<u>124</u>		<u>131</u>	
	<u>151</u>	<u>125</u>		<u>132</u>	
	<u>152</u>	<u>125</u>		<u>134</u>	
	<u>153</u>	<u>126</u>		<u>135</u>	
	<u>154</u>	<u>126</u>		<u>136</u>	
	<u>155</u>	<u>126</u>		<u>137</u>	
	<u>156</u>	<u>127</u>		<u>138</u>	
	<u>157</u>	<u>127</u>		<u>139</u>	
	<u>158</u>	<u>128</u>			
	<u>159</u>	<u>128</u>			

改正前	改正後				
	160	129			
	161	129			
	162	129			
	163	130			
	164	130			
	165	131			
ウ 医療職給料表（二）の適用を受ける職員の新号給					
	職務の級 旧号給	5 級			
	1	1			
	2	1			
	3	1			
	4	1			
	5	1			
	6	1			
	7	1			
	8	1			
	9	1			
	10	1			
	11	1			
	12	1			
	13	1			
	14	1			
	15	1			
	16	1			
	17	1			
	18	1			

改正前	改正後	
	19	1
	20	1
	21	1
	22	1
	23	1
	24	1
	25	1
	26	1
	27	1
	28	1
	29	1
	30	1
	31	1
	32	1
	33	1
	34	2
	35	3
	36	4
	37	5
	38	6
	39	7
	40	8
	41	9
	42	10
	43	11
	44	12
	45	13
	46	14
	47	15
	48	16

改正前	改正後	
	49	17
	50	18
	51	19
	52	20
	53	21
	54	22
	55	23
	56	24
	57	25
	58	26
	59	27
	60	28
	61	29
	62	30
	63	31
	64	32
	65	33
	66	34
	67	35
	68	36
	69	37
	70	38
	71	39
	72	40
	73	41
	74	42
	75	43
	76	44
	77	45
	78	46

改正前	改正後	
	79	47
	80	48
	81	49
	82	50
	83	51
	84	52
	85	53
	86	54
	87	55
	88	56
	89	57
	90	58
	91	59
	92	60
	93	61
	94	62
	95	63
	96	64
	97	65
	98	66
	99	67
	100	68
	101	69
	102	70
	103	71
	104	72
	105	73
	106	74
	107	75
	108	76

改正前	改正後	
	109	77
	エ 医療職給料表（三）の適用を受ける職員の新号給	
	職務の級 旧号給	5級
	1 2 3 4	1 1 1 1
	5 6 7 8	1 1 1 1
	9 10 11 12	1 1 1 1
	13 14 15 16	1 1 1 1
	17 18 19 20	1 1 1 1
	21 22 23	1 1 1

改正前	改正後	
	24	1
	25	1
	26	1
	27	1
	28	1
	29	1
	30	1
	31	1
	32	1
	33	1
	34	2
	35	3
	36	4
	37	5
	38	6
	39	7
	40	8
	41	9
	42	10
	43	11
	44	12
	45	13
	46	14
	47	15
	48	16
	49	17
	50	18
	51	19
	52	20
	53	21

改正前	改正後	
	54	22
	55	23
	56	24
	57	25
	58	26
	59	27
	60	28
	61	29
	62	30
	63	31
	64	32
	65	33
	66	34
	67	35
	68	36
	69	37
	70	38
	71	39
	72	40
	73	41
	74	42
	75	43
	76	44
	77	45
	78	46
	79	47
	80	48
	81	49
	82	50
	83	51

改正前	改正後	
	84	52
	85	53
	86	54
	87	55
	88	56
	89	57
	90	58
	91	59
	92	60
	93	61
	94	62
	95	63
	96	64
	97	65
	98	66
	99	67
	100	68
	101	69
	102	70
	103	71
	104	72
	105	73
	106	74
	107	75
	108	76
	109	77
(足立区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)		
9 足立区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年足立		
区条例第24号）の一部を次のように改める。		
別紙 新旧対照表参照		

改正前

別表第1（第5条関係）

ア 行政職給料表（一）

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円
	1	196,600	245,300	268,800	292,300	320,000	396,500
	2	197,500	246,200	270,200	294,200	322,200	399,100
	3	198,400	247,100	271,600	296,100	324,400	401,700
	4	199,300	248,100	273,000	298,000	326,600	404,300
	5	200,300	249,100	274,500	300,000	328,900	407,000
	6	201,300	250,200	276,100	301,900	331,100	409,700
	7	202,200	251,300	277,700	303,800	333,400	412,400
	8	203,100	252,400	279,300	305,800	335,700	415,200
	9	204,000	253,600	281,000	307,800	338,000	418,000
	10	205,000	254,800	282,700	309,700	340,400	420,800
	11	206,100	256,000	284,500	311,700	342,700	423,600
	12	207,100	257,200	286,300	313,700	345,100	426,400
	13	208,100	258,400	288,100	315,700	347,400	429,200
	14	209,300	259,700	289,900	317,700	349,800	432,000
	15	210,500	261,000	291,700	319,700	352,100	434,800
	16	211,700	262,300	293,600	321,700	354,500	437,600
	17	213,000	263,700	295,500	323,600	356,800	440,500
	18	214,400	265,100	297,300	325,500	359,200	443,400
	19	216,000	266,500	299,200	327,500	361,600	446,300
20	217,600	267,900	301,100	329,500	363,900	449,200	

改正後

別表第1（第5条関係）

ア 行政職給料表（一）

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円
	1	196,600	245,300	268,800	292,300	396,800	497,700
	2	197,500	246,200	270,200	294,200	399,300	506,200
	3	198,400	247,100	271,600	296,100	401,500	513,900
	4	199,300	248,100	273,000	298,000	403,800	520,400
	5	200,300	249,100	274,500	300,000	406,100	526,500
	6	201,300	250,200	276,100	301,900	408,400	532,000
	7	202,200	251,300	277,700	303,800	410,700	536,900
	8	203,100	252,400	279,300	305,800	412,900	539,400
	9	204,000	253,600	281,000	307,800	415,000	541,400
	10	205,000	254,800	282,700	309,700	417,300	
	11	206,100	256,000	284,500	311,700	419,400	
	12	207,100	257,200	286,300	313,700	421,500	
	13	208,100	258,400	288,100	315,700	423,600	
	14	209,300	259,700	289,900	317,700	425,500	
	15	210,500	261,000	291,700	319,700	427,400	
	16	211,700	262,300	293,600	321,700	429,200	
	17	213,000	263,700	295,500	323,600	431,000	
	18	214,400	265,100	297,300	325,500	432,600	
	19	216,000	266,500	299,200	327,500	434,100	
20	217,600	267,900	301,100	329,500	435,400		

改正前								改正後							
21	219,200	269,400	303,000	331,500	<u>366,200</u>	<u>452,100</u>		21	219,200	269,400	303,000	331,500	<u>436,700</u>		
22	220,800	270,900	304,800	333,500	<u>368,700</u>	<u>455,100</u>		22	220,800	270,900	304,800	333,500	<u>438,100</u>		
23	222,400	272,400	306,700	335,400	<u>371,100</u>	<u>458,200</u>		23	222,400	272,400	306,700	335,400	<u>439,300</u>		
24	224,000	273,900	308,600	337,400	<u>373,500</u>	<u>461,200</u>		24	224,000	273,900	308,600	337,400	<u>440,300</u>		
25	225,600	275,400	310,500	339,400	<u>375,800</u>	<u>464,200</u>		25	225,600	275,400	310,500	339,400	<u>441,400</u>		
26	227,300	276,900	312,800	341,800	<u>378,200</u>	<u>466,900</u>		26	227,300	276,900	312,800	341,800	<u>442,500</u>		
27	229,000	278,400	315,200	344,300	<u>380,600</u>	<u>469,700</u>		27	229,000	278,400	315,200	344,300	<u>443,500</u>		
28	230,700	279,900	317,600	346,800	<u>383,000</u>	<u>472,400</u>		28	230,700	279,900	317,600	346,800	<u>444,400</u>		
29	232,000	281,500	320,000	349,300	<u>385,600</u>	<u>475,000</u>		29	232,000	281,500	320,000	349,300	<u>445,200</u>		
30	232,900	283,600	321,900	351,400	<u>388,400</u>	<u>477,600</u>		30	232,900	283,600	321,900	351,400	<u>446,000</u>		
31	233,600	285,700	323,700	353,500	<u>391,200</u>	<u>480,100</u>		31	233,600	285,700	323,700	353,500	<u>446,800</u>		
32	234,300	287,800	325,500	355,500	<u>394,000</u>	<u>482,500</u>		32	234,300	287,800	325,500	355,500	<u>447,600</u>		
33	235,000	290,000	327,300	357,500	<u>396,800</u>	<u>484,700</u>		33	235,000	290,000	327,300	357,500	<u>448,300</u>		
34	235,800	291,400	329,100	359,500	<u>399,300</u>	<u>486,800</u>		34	235,800	291,400	329,100	359,500	<u>449,000</u>		
35	236,600	292,800	330,800	361,500	<u>401,500</u>	<u>488,800</u>		35	236,600	292,800	330,800	361,500	<u>449,800</u>		
36	237,500	294,200	332,500	363,500	<u>403,800</u>	<u>490,900</u>		36	237,500	294,200	332,500	363,500	<u>450,500</u>		
37	238,400	295,700	334,200	365,500	<u>406,100</u>	<u>492,800</u>		37	238,400	295,700	334,200	365,500	<u>451,100</u>		
38	239,300	297,100	336,000	367,500	<u>408,400</u>	<u>494,500</u>		38	239,300	297,100	336,000	367,500	<u>451,800</u>		
39	240,300	298,500	337,700	369,500	<u>410,700</u>	<u>496,100</u>		39	240,300	298,500	337,700	369,500	<u>452,400</u>		
40	241,200	299,900	339,400	371,400	<u>412,900</u>	<u>497,700</u>		40	241,200	299,900	339,400	371,400	<u>453,000</u>		
41	242,300	301,200	341,100	373,300	<u>415,000</u>	<u>499,200</u>		41	242,300	301,200	341,100	373,300	<u>453,500</u>		
42	243,400	302,500	342,800	375,200	<u>417,300</u>	<u>500,700</u>		42	243,400	302,500	342,800	375,200	<u>454,000</u>		
43	244,600	303,800	344,500	377,100	<u>419,400</u>	<u>502,100</u>		43	244,600	303,800	344,500	377,100	<u>454,500</u>		
44	245,800	305,100	346,200	378,900	<u>421,500</u>	<u>503,500</u>		44	245,800	305,100	346,200	378,900	<u>455,100</u>		
45	247,100	306,400	347,800	380,700	<u>423,600</u>	<u>504,800</u>		45	247,100	306,400	347,800	380,700	<u>455,700</u>		
46	248,200	307,600	349,400	382,500	<u>425,500</u>	<u>506,200</u>		46	248,200	307,600	349,400	382,500	<u>456,300</u>		
47	249,300	308,900	351,000	384,300	<u>427,400</u>	<u>507,400</u>		47	249,300	308,900	351,000	384,300	<u>456,900</u>		

改正前								改正後							
48	250,500	310,100	352,700	386,100	<u>429,200</u>	<u>508,600</u>		48	250,500	310,100	352,700	386,100	<u>457,300</u>		
49	251,800	311,400	354,400	387,900	<u>431,000</u>	<u>509,700</u>		49	251,800	311,400	354,400	387,900	<u>457,800</u>		
50	252,900	312,700	356,000	389,700	<u>432,600</u>	<u>510,900</u>		50	252,900	312,700	356,000	389,700	<u>458,300</u>		
51	254,000	313,900	357,600	391,600	<u>434,100</u>	<u>511,900</u>		51	254,000	313,900	357,600	391,600	<u>458,800</u>		
52	255,200	315,100	359,200	393,300	<u>435,400</u>	<u>512,900</u>		52	255,200	315,100	359,200	393,300	<u>459,300</u>		
53	256,400	316,300	360,900	395,000	<u>436,700</u>	<u>513,900</u>		53	256,400	316,300	360,900	395,000	<u>459,800</u>		
54	257,500	317,500	362,500	396,700	<u>438,100</u>	<u>514,800</u>		54	257,500	317,500	362,500	396,700	<u>460,300</u>		
55	258,600	318,700	364,200	398,400	<u>439,300</u>	<u>515,700</u>		55	258,600	318,700	364,200	398,400	<u>460,700</u>		
56	259,800	319,900	365,800	399,900	<u>440,300</u>	<u>516,600</u>		56	259,800	319,900	365,800	399,900	<u>461,200</u>		
57	261,000	321,100	367,300	401,400	<u>441,400</u>	<u>517,400</u>		57	261,000	321,100	367,300	401,400	<u>461,700</u>		
58	262,100	322,300	368,900	402,900	<u>442,500</u>	<u>518,200</u>		58	262,100	322,300	368,900	402,900	<u>462,200</u>		
59	263,200	323,400	370,400	404,400	<u>443,500</u>	<u>519,000</u>		59	263,200	323,400	370,400	404,400	<u>462,700</u>		
60	264,300	324,600	371,900	405,900	<u>444,400</u>	<u>519,700</u>		60	264,300	324,600	371,900	405,900	<u>463,200</u>		
61	265,400	325,800	373,500	407,300	<u>445,200</u>	<u>520,400</u>		61	265,400	325,800	373,500	407,300	<u>463,600</u>		
62	266,500	327,000	375,100	408,600	<u>446,000</u>	<u>521,100</u>		62	266,500	327,000	375,100	408,600	<u>464,100</u>		
63	267,600	328,200	376,600	409,900	<u>446,800</u>	<u>521,700</u>		63	267,600	328,200	376,600	409,900	<u>464,600</u>		
64	268,700	329,400	378,100	411,100	<u>447,600</u>	<u>522,300</u>		64	268,700	329,400	378,100	411,100	<u>465,100</u>		
65	269,800	330,500	379,600	412,200	<u>448,300</u>	<u>522,900</u>		65	269,800	330,500	379,600	412,200	<u>465,600</u>		
66	270,900	331,700	381,100	413,200	<u>449,000</u>	<u>523,500</u>		66	270,900	331,700	381,100	413,200	<u>466,100</u>		
67	272,000	332,900	382,600	414,200	<u>449,800</u>	<u>524,000</u>		67	272,000	332,900	382,600	414,200	<u>466,600</u>		
68	273,100	334,100	384,000	415,200	<u>450,500</u>	<u>524,500</u>		68	273,100	334,100	384,000	415,200	<u>467,100</u>		
69	274,200	335,200	385,400	416,200	<u>451,100</u>	<u>525,000</u>		69	274,200	335,200	385,400	416,200	<u>467,600</u>		
70	275,300	336,400	386,700	417,000	<u>451,800</u>	<u>525,500</u>		70	275,300	336,400	386,700	417,000	<u>468,100</u>		
71	276,400	337,600	388,000	417,900	<u>452,400</u>	<u>526,000</u>		71	276,400	337,600	388,000	417,900	<u>468,600</u>		
72	277,500	338,700	389,200	418,700	<u>453,000</u>	<u>526,500</u>		72	277,500	338,700	389,200	418,700	<u>469,100</u>		
73	278,600	339,900	390,300	419,500	<u>453,500</u>	<u>527,000</u>		73	278,600	339,900	390,300	419,500	<u>469,600</u>		
74	279,700	341,000	391,300	420,200	<u>454,000</u>	<u>527,500</u>		74	279,700	341,000	391,300	420,200	<u>470,100</u>		

改正前								改正後							
75	280,800	342,100	392,300	420,900	454,500	528,000		75	280,800	342,100	392,300	420,900	470,600		
76	281,900	343,100	393,200	421,600	455,100	528,500		76	281,900	343,100	393,200	421,600	471,100		
77	283,000	344,100	394,200	422,300	455,700	529,000		77	283,000	344,100	394,200	422,300	471,600		
78	284,100	345,100	395,100	422,900	456,300	529,500		78	284,100	345,100	395,100	422,900			
79	285,200	346,000	396,000	423,600	456,900	530,000		79	285,200	346,000	396,000	423,600			
80	286,300	346,900	396,700	424,200	457,300	530,500		80	286,300	346,900	396,700	424,200			
81	287,300	347,600	397,500	424,800	457,800	531,000		81	287,300	347,600	397,500	424,800			
82	288,400	348,400	398,300	425,300	458,300	531,500		82	288,400	348,400	398,300	425,300			
83	289,500	349,100	399,000	425,800	458,800	532,000		83	289,500	349,100	399,000	425,800			
84	290,500	349,800	399,600	426,300	459,300	532,500		84	290,500	349,800	399,600	426,300			
85	291,600	350,300	400,300	426,800	459,800	533,000		85	291,600	350,300	400,300	426,800			
86	292,700	350,900	400,900	427,200	460,300	533,500		86	292,700	350,900	400,900	427,200			
87	293,800	351,500	401,500	427,700	460,700	534,000		87	293,800	351,500	401,500	427,700			
88	294,800	352,000	402,000	428,200	461,200	534,500		88	294,800	352,000	402,000	428,200			
89	295,900	352,600	402,500	428,600	461,700	535,000		89	295,900	352,600	402,500	428,600			
90	297,000	353,200	403,000	429,100	462,200			90	297,000	353,200	403,000	429,100			
91	298,000	353,800	403,500	429,600	462,700			91	298,000	353,800	403,500	429,600			
92	299,100	354,300	404,000	430,000	463,200			92	299,100	354,300	404,000	430,000			
93	300,200	354,800	404,500	430,400	463,600			93	300,200	354,800	404,500	430,400			
94	301,300	355,300	405,000	430,900	464,100			94	301,300	355,300	405,000	430,900			
95	302,400	355,800	405,500	431,400	464,600			95	302,400	355,800	405,500	431,400			
96	303,400	356,300	406,000	431,800	465,100			96	303,400	356,300	406,000	431,800			
97	304,400	356,800	406,400	432,200	465,600			97	304,400	356,800	406,400	432,200			
98	305,500	357,200	406,800	432,600	466,100			98	305,500	357,200	406,800	432,600			
99	306,600	357,700	407,300	433,000	466,600			99	306,600	357,700	407,300	433,000			
100	307,700	358,200	407,800	433,400	467,100			100	307,700	358,200	407,800	433,400			
101	308,600	358,700	408,300	433,800	467,600			101	308,600	358,700	408,300	433,800			

改正前							改正後						
102	309,600	359,100	408,800	434,200	468,100		102	309,600	359,100	408,800	434,200		
103	310,600	359,600	409,300	434,600	468,600		103	310,600	359,600	409,300	434,600		
104	311,500	360,100	409,700	435,000	469,100		104	311,500	360,100	409,700	435,000		
105	312,400	360,600	410,100	435,400	469,600		105	312,400	360,600	410,100	435,400		
106	313,300	361,000	410,500	435,800	470,100		106	313,300	361,000	410,500	435,800		
107	314,200	361,400	410,900	436,200	470,600		107	314,200	361,400	410,900	436,200		
108	315,100	361,800	411,300	436,600	471,100		108	315,100	361,800	411,300	436,600		
109	315,900	362,200	411,700	437,000	471,600		109	315,900	362,200	411,700	437,000		
110	316,700	362,600	412,100	437,400			110	316,700	362,600	412,100	437,400		
111	317,400	363,000	412,500	437,800			111	317,400	363,000	412,500	437,800		
112	318,100	363,400	412,900	438,200			112	318,100	363,400	412,900	438,200		
113	318,700	363,800	413,300	438,600			113	318,700	363,800	413,300	438,600		
114	319,400	364,200	413,700	439,000			114	319,400	364,200	413,700	439,000		
115	320,000	364,600	414,100	439,400			115	320,000	364,600	414,100	439,400		
116	320,600	365,000	414,500	439,800			116	320,600	365,000	414,500	439,800		
117	321,100	365,400	414,900	440,200			117	321,100	365,400	414,900	440,200		
118	321,600	365,800	415,300	440,600			118	321,600	365,800	415,300	440,600		
119	322,000	366,200	415,700	441,000			119	322,000	366,200	415,700	441,000		
120	322,400	366,600	416,100	441,400			120	322,400	366,600	416,100	441,400		
121	322,700	367,000	416,500	441,800			121	322,700	367,000	416,500	441,800		
122	323,100		416,900	442,200			122	323,100		416,900	442,200		
123	323,500		417,300	442,600			123	323,500		417,300	442,600		
124	323,900		417,700	443,000			124	323,900		417,700	443,000		
125	324,300		418,100	443,400			125	324,300		418,100	443,400		
126	324,600		418,500	443,800			126	324,600		418,500	443,800		
127	325,000		418,900	444,200			127	325,000		418,900	444,200		
128	325,400		419,300	444,600			128	325,400		419,300	444,600		

改正前							改正後									
	129	325,800		419,700	445,000				129	325,800		419,700	445,000			
	130	326,200		420,100					130	326,200		420,100				
	131	326,600		420,500					131	326,600		420,500				
	132	327,000		420,900					132	327,000		420,900				
	133	327,300		421,300					133	327,300		421,300				
	134	327,700							134	327,700						
	135	328,000							135	328,000						
	136	328,300							136	328,300						
	137	328,600							137	328,600						
	138	328,900							138	328,900						
	139	329,200							139	329,200						
	140	329,500							140	329,500						
	141	329,800							141	329,800						
	142	330,100							142	330,100						
	143	330,400							143	330,400						
	144	330,700							144	330,700						
	145	331,000							145	331,000						
	146	331,300							146	331,300						
	147	331,600							147	331,600						
	148	331,900							148	331,900						
	149	332,200							149	332,200						
定年前再任用短時間勤務職		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額		定年前再任用短時間勤務職		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円	円				円	円	円	円	円	円
		209,700	246,200	286,500	306,100	331,100	401,000				209,700	246,200	286,500	306,100	331,100	401,000

改正前							改正後						
員							員						
備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第25条に規定する職員を除く。							備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第25条に規定する職員を除く。						
イ 行政職給料表（二）							イ 行政職給料表（二）						
職員の区分	職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額		職員の区分	職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円				円	円	円	円	
	1	178,900	238,400	254,700	262,200		1	181,100	242,900	278,000	310,100		
	2	179,600	239,200	256,300	263,900		2	182,000	245,000	280,200	312,500		
	3	180,300	240,500	257,900	265,500		3	182,900	247,100	282,400	314,900		
	4	181,000	241,900	259,500	267,300		4	183,800	249,200	284,700	317,300		
	5	181,700	243,200	261,200	269,000		5	184,700	251,400	287,000	319,600		
	6	182,400	244,500	262,700	270,700		6	185,600	253,100	288,800	321,900		
	7	183,100	245,800	264,400	272,400		7	186,500	254,800	290,600	324,000		
	8	183,800	247,200	266,000	274,200		8	187,400	256,500	292,400	326,100		
	9	184,500	248,600	267,700	275,900		9	188,300	258,000	294,200	328,200		
	10	185,200	250,400	269,600	277,700		10	189,200	259,500	295,800	330,300		
	11	185,900	252,300	271,700	279,400		11	190,100	260,800	297,400	332,400		
	12	186,600	254,100	273,800	281,200		12	191,000	262,100	299,000	334,500		
	13	187,300	256,000	275,600	282,800		13	191,900	263,400	300,600	336,400		
	14	188,300	257,300	277,500	284,500		14	192,800	264,700	302,100	338,300		
	15	189,300	258,500	279,000	286,200		15	193,700	266,000	303,600	340,200		
	16	190,300	259,800	280,600	288,000		16	194,600	267,300	305,000	342,100		
	17	191,300	261,100	282,100	289,700		17	195,500	268,600	306,400	344,000		
	18	192,200	262,300	283,700	291,500		18	196,400	269,900	307,800	345,900		
	19	193,000	263,600	285,100	293,100		19	197,300	271,200	309,200	347,600		
20	193,900	264,800	286,600	294,900		20	198,200	272,400	310,500	349,300			

改正前						改正後					
21	<u>194,900</u>	<u>266,000</u>	<u>288,100</u>	<u>296,700</u>		21	<u>199,300</u>	<u>273,600</u>	<u>311,800</u>	<u>351,000</u>	
22	<u>195,900</u>	<u>267,100</u>	<u>289,600</u>	<u>298,700</u>		22	<u>200,400</u>	<u>274,800</u>	<u>313,100</u>	<u>352,700</u>	
23	<u>196,700</u>	<u>268,300</u>	<u>291,100</u>	<u>300,900</u>		23	<u>201,500</u>	<u>276,000</u>	<u>314,400</u>	<u>354,400</u>	
24	<u>197,600</u>	<u>269,400</u>	<u>292,600</u>	<u>303,100</u>		24	<u>202,600</u>	<u>277,200</u>	<u>315,600</u>	<u>356,100</u>	
25	<u>198,500</u>	<u>270,600</u>	<u>294,000</u>	<u>305,300</u>		25	<u>203,700</u>	<u>278,400</u>	<u>316,800</u>	<u>357,600</u>	
26	<u>199,500</u>	<u>271,600</u>	<u>295,500</u>	<u>307,100</u>		26	<u>204,800</u>	<u>279,600</u>	<u>318,000</u>	<u>359,100</u>	
27	<u>200,500</u>	<u>272,800</u>	<u>297,000</u>	<u>309,000</u>		27	<u>205,900</u>	<u>280,800</u>	<u>319,200</u>	<u>360,600</u>	
28	<u>201,500</u>	<u>273,800</u>	<u>298,400</u>	<u>310,700</u>		28	<u>207,000</u>	<u>282,000</u>	<u>320,400</u>	<u>362,100</u>	
29	<u>202,500</u>	<u>275,000</u>	<u>299,800</u>	<u>312,500</u>		29	<u>208,100</u>	<u>283,100</u>	<u>321,600</u>	<u>363,600</u>	
30	<u>203,600</u>	<u>276,100</u>	<u>301,200</u>	<u>314,200</u>		30	<u>209,200</u>	<u>284,200</u>	<u>322,700</u>	<u>365,100</u>	
31	<u>204,800</u>	<u>277,200</u>	<u>302,600</u>	<u>316,000</u>		31	<u>210,300</u>	<u>285,300</u>	<u>323,800</u>	<u>366,600</u>	
32	<u>206,000</u>	<u>278,200</u>	<u>304,000</u>	<u>317,700</u>		32	<u>211,400</u>	<u>286,400</u>	<u>324,900</u>	<u>368,100</u>	
33	<u>207,100</u>	<u>279,300</u>	<u>305,500</u>	<u>319,400</u>		33	<u>212,500</u>	<u>287,500</u>	<u>325,900</u>	<u>369,600</u>	
34	<u>208,300</u>	<u>280,400</u>	<u>306,900</u>	<u>321,200</u>		34	<u>213,600</u>	<u>288,600</u>	<u>326,900</u>	<u>371,100</u>	
35	<u>209,900</u>	<u>281,400</u>	<u>308,300</u>	<u>322,900</u>		35	<u>214,700</u>	<u>289,700</u>	<u>327,900</u>	<u>372,600</u>	
36	<u>211,400</u>	<u>282,500</u>	<u>309,600</u>	<u>324,600</u>		36	<u>215,800</u>	<u>290,800</u>	<u>328,900</u>	<u>374,100</u>	
37	<u>212,600</u>	<u>283,500</u>	<u>311,100</u>	<u>326,300</u>		37	<u>216,900</u>	<u>291,900</u>	<u>329,900</u>	<u>375,600</u>	
38	<u>213,500</u>	<u>284,600</u>	<u>312,500</u>	<u>327,900</u>		38	<u>218,000</u>	<u>293,000</u>	<u>330,900</u>	<u>376,900</u>	
39	<u>214,100</u>	<u>285,600</u>	<u>313,900</u>	<u>329,600</u>		39	<u>219,100</u>	<u>294,000</u>	<u>331,900</u>	<u>378,200</u>	
40	<u>214,700</u>	<u>286,600</u>	<u>315,300</u>	<u>331,200</u>		40	<u>220,200</u>	<u>295,000</u>	<u>332,800</u>	<u>379,500</u>	
41	<u>215,400</u>	<u>287,700</u>	<u>316,600</u>	<u>332,700</u>		41	<u>221,300</u>	<u>296,000</u>	<u>333,700</u>	<u>380,800</u>	
42	<u>216,100</u>	<u>288,700</u>	<u>318,000</u>	<u>334,300</u>		42	<u>222,400</u>	<u>297,000</u>	<u>334,600</u>	<u>382,100</u>	
43	<u>216,800</u>	<u>289,800</u>	<u>319,300</u>	<u>335,900</u>		43	<u>223,500</u>	<u>298,000</u>	<u>335,500</u>	<u>383,400</u>	
44	<u>217,700</u>	<u>290,900</u>	<u>320,600</u>	<u>337,500</u>		44	<u>224,600</u>	<u>299,000</u>	<u>336,300</u>	<u>384,700</u>	
45	<u>218,500</u>	<u>292,000</u>	<u>322,000</u>	<u>339,000</u>		45	<u>225,700</u>	<u>300,000</u>	<u>337,100</u>	<u>386,000</u>	
46	<u>219,300</u>	<u>292,900</u>	<u>323,300</u>	<u>340,600</u>		46	<u>226,800</u>	<u>301,000</u>	<u>337,900</u>	<u>387,100</u>	
47	<u>220,200</u>	<u>294,000</u>	<u>324,600</u>	<u>342,300</u>		47	<u>227,900</u>	<u>302,000</u>	<u>338,700</u>	<u>388,200</u>	

改正前						改正後					
48	<u>221,100</u>	<u>295,000</u>	<u>325,900</u>	<u>343,700</u>		48	<u>229,000</u>	<u>303,000</u>	<u>339,500</u>	<u>389,300</u>	
49	<u>222,100</u>	<u>296,000</u>	<u>327,200</u>	<u>345,200</u>		49	<u>230,100</u>	<u>303,900</u>	<u>340,300</u>	<u>390,300</u>	
50	<u>223,100</u>	<u>297,000</u>	<u>328,500</u>	<u>346,700</u>		50	<u>231,200</u>	<u>304,800</u>	<u>341,100</u>	<u>391,300</u>	
51	<u>224,200</u>	<u>298,100</u>	<u>329,800</u>	<u>348,200</u>		51	<u>232,300</u>	<u>305,700</u>	<u>341,900</u>	<u>392,300</u>	
52	<u>225,300</u>	<u>299,100</u>	<u>331,000</u>	<u>349,500</u>		52	<u>233,400</u>	<u>306,600</u>	<u>342,700</u>	<u>393,300</u>	
53	<u>226,500</u>	<u>300,100</u>	<u>332,200</u>	<u>350,800</u>		53	<u>234,400</u>	<u>307,500</u>	<u>343,400</u>	<u>394,300</u>	
54	<u>227,500</u>	<u>301,100</u>	<u>333,300</u>	<u>352,100</u>		54	<u>235,400</u>	<u>308,400</u>	<u>344,100</u>	<u>395,300</u>	
55	<u>228,500</u>	<u>302,100</u>	<u>334,500</u>	<u>353,400</u>		55	<u>236,400</u>	<u>309,300</u>	<u>344,800</u>	<u>396,300</u>	
56	<u>229,600</u>	<u>303,000</u>	<u>335,500</u>	<u>354,800</u>		56	<u>237,400</u>	<u>310,200</u>	<u>345,500</u>	<u>397,300</u>	
57	<u>230,800</u>	<u>303,800</u>	<u>336,400</u>	<u>356,000</u>		57	<u>238,400</u>	<u>311,100</u>	<u>346,200</u>	<u>398,300</u>	
58	<u>231,800</u>	<u>304,700</u>	<u>337,300</u>	<u>357,100</u>		58	<u>239,400</u>	<u>312,000</u>	<u>346,900</u>	<u>399,100</u>	
59	<u>232,800</u>	<u>305,500</u>	<u>338,200</u>	<u>358,300</u>		59	<u>240,400</u>	<u>312,700</u>	<u>347,500</u>	<u>399,900</u>	
60	<u>233,900</u>	<u>306,300</u>	<u>338,900</u>	<u>359,300</u>		60	<u>241,400</u>	<u>313,400</u>	<u>348,100</u>	<u>400,700</u>	
61	<u>235,000</u>	<u>306,900</u>	<u>339,800</u>	<u>360,300</u>		61	<u>242,400</u>	<u>314,100</u>	<u>348,700</u>	<u>401,500</u>	
62	<u>236,000</u>	<u>307,600</u>	<u>340,600</u>	<u>361,100</u>		62	<u>243,400</u>	<u>314,800</u>	<u>349,300</u>	<u>402,300</u>	
63	<u>237,000</u>	<u>308,300</u>	<u>341,400</u>	<u>362,000</u>		63	<u>244,400</u>	<u>315,500</u>	<u>349,900</u>	<u>403,100</u>	
64	<u>238,100</u>	<u>308,900</u>	<u>342,000</u>	<u>362,900</u>		64	<u>245,400</u>	<u>316,100</u>	<u>350,500</u>	<u>403,900</u>	
65	<u>239,200</u>	<u>309,300</u>	<u>342,600</u>	<u>363,800</u>		65	<u>246,400</u>	<u>316,700</u>	<u>351,100</u>	<u>404,500</u>	
66	<u>240,200</u>	<u>309,800</u>	<u>343,300</u>	<u>364,500</u>		66	<u>247,400</u>	<u>317,300</u>	<u>351,700</u>	<u>405,100</u>	
67	<u>241,200</u>	<u>310,400</u>	<u>343,900</u>	<u>365,200</u>		67	<u>248,400</u>	<u>317,900</u>	<u>352,300</u>	<u>405,700</u>	
68	<u>242,200</u>	<u>310,800</u>	<u>344,500</u>	<u>365,900</u>		68	<u>249,400</u>	<u>318,500</u>	<u>352,900</u>	<u>406,300</u>	
69	<u>243,200</u>	<u>311,300</u>	<u>345,100</u>	<u>366,600</u>		69	<u>250,400</u>	<u>319,000</u>	<u>353,500</u>	<u>406,900</u>	
70	<u>244,200</u>	<u>311,900</u>	<u>345,600</u>	<u>367,300</u>		70	<u>251,400</u>	<u>319,500</u>	<u>354,100</u>	<u>407,500</u>	
71	<u>245,300</u>	<u>312,400</u>	<u>346,100</u>	<u>367,900</u>		71	<u>252,400</u>	<u>320,000</u>	<u>354,700</u>	<u>408,100</u>	
72	<u>246,300</u>	<u>312,800</u>	<u>346,500</u>	<u>368,500</u>		72	<u>253,400</u>	<u>320,500</u>	<u>355,200</u>	<u>408,700</u>	
73	<u>247,300</u>	<u>313,300</u>	<u>347,000</u>	<u>369,100</u>		73	<u>254,400</u>	<u>321,000</u>	<u>355,700</u>	<u>409,100</u>	
74	<u>248,300</u>	<u>313,700</u>	<u>347,400</u>	<u>369,600</u>		74	<u>255,400</u>	<u>321,500</u>	<u>356,200</u>	<u>409,400</u>	

改正前						改正後					
	75	<u>249,300</u>	<u>314,200</u>	<u>347,800</u>	<u>370,200</u>		75	<u>256,400</u>	<u>322,000</u>	<u>356,700</u>	<u>409,700</u>
	76	<u>250,300</u>	<u>314,600</u>	<u>348,200</u>	<u>370,800</u>		76	<u>257,400</u>	<u>322,500</u>	<u>357,200</u>	<u>410,000</u>
	77	<u>251,300</u>	<u>315,100</u>	<u>348,700</u>	<u>371,300</u>		77	<u>258,400</u>	<u>323,000</u>	<u>357,700</u>	<u>410,300</u>
	78	<u>252,300</u>	<u>315,400</u>	<u>349,100</u>	<u>371,700</u>		78	<u>259,400</u>	<u>323,500</u>	<u>358,200</u>	<u>410,600</u>
	79	<u>253,300</u>	<u>315,800</u>	<u>349,500</u>	<u>372,100</u>		79	<u>260,400</u>	<u>324,000</u>	<u>358,700</u>	<u>410,900</u>
	80	<u>254,300</u>	<u>316,300</u>	<u>350,000</u>	<u>372,600</u>		80	<u>261,400</u>	<u>324,500</u>	<u>359,200</u>	<u>411,200</u>
	81	<u>255,300</u>	<u>316,700</u>	<u>350,300</u>	<u>373,000</u>		81	<u>262,400</u>	<u>325,000</u>	<u>359,700</u>	<u>411,500</u>
	82	<u>256,300</u>	<u>317,100</u>	<u>350,700</u>	<u>373,400</u>		82	<u>263,400</u>	<u>325,500</u>	<u>360,200</u>	<u>411,800</u>
	83	<u>257,400</u>	<u>317,500</u>	<u>351,100</u>	<u>373,800</u>		83	<u>264,400</u>	<u>325,900</u>	<u>360,700</u>	<u>412,100</u>
	84	<u>258,400</u>	<u>318,000</u>	<u>351,500</u>	<u>374,200</u>		84	<u>265,400</u>	<u>326,300</u>	<u>361,200</u>	<u>412,400</u>
	85	<u>259,400</u>	<u>318,400</u>	<u>352,000</u>	<u>374,600</u>		85	<u>266,400</u>	<u>326,700</u>	<u>361,700</u>	<u>412,700</u>
	86	<u>260,400</u>	<u>318,800</u>	<u>352,400</u>	<u>375,000</u>		86	<u>267,400</u>	<u>327,100</u>	<u>362,100</u>	<u>413,000</u>
	87	<u>261,400</u>	<u>319,100</u>	<u>352,800</u>	<u>375,500</u>		87	<u>268,400</u>	<u>327,500</u>	<u>362,500</u>	<u>413,300</u>
	88	<u>262,400</u>	<u>319,500</u>	<u>353,200</u>	<u>375,800</u>		88	<u>269,400</u>	<u>327,900</u>	<u>362,900</u>	<u>413,600</u>
	89	<u>263,300</u>	<u>319,800</u>	<u>353,500</u>	<u>376,200</u>		89	<u>270,400</u>	<u>328,300</u>	<u>363,300</u>	<u>413,900</u>
	90	<u>264,300</u>	<u>320,200</u>	<u>353,900</u>	<u>376,600</u>		90	<u>271,400</u>	<u>328,700</u>	<u>363,700</u>	<u>414,200</u>
	91	<u>265,300</u>	<u>320,500</u>	<u>354,200</u>	<u>377,000</u>		91	<u>272,400</u>	<u>329,100</u>	<u>364,100</u>	<u>414,500</u>
	92	<u>266,200</u>	<u>320,900</u>	<u>354,500</u>	<u>377,400</u>		92	<u>273,400</u>	<u>329,500</u>	<u>364,500</u>	<u>414,800</u>
	93	<u>267,300</u>	<u>321,200</u>	<u>354,900</u>	<u>377,700</u>		93	<u>274,400</u>	<u>329,900</u>	<u>364,900</u>	<u>415,100</u>
	94	<u>268,300</u>	<u>321,600</u>	<u>355,200</u>	<u>378,100</u>		94	<u>275,400</u>	<u>330,300</u>	<u>365,300</u>	<u>415,400</u>
	95	<u>269,300</u>	<u>321,900</u>	<u>355,600</u>	<u>378,400</u>		95	<u>276,400</u>	<u>330,700</u>	<u>365,700</u>	
	96	<u>270,200</u>	<u>322,300</u>	<u>355,900</u>	<u>378,800</u>		96	<u>277,400</u>	<u>331,000</u>	<u>366,000</u>	
	97	<u>271,200</u>	<u>322,600</u>	<u>356,300</u>	<u>379,100</u>		97	<u>278,400</u>	<u>331,300</u>	<u>366,300</u>	
	98	<u>272,200</u>	<u>323,000</u>	<u>356,600</u>	<u>379,500</u>		98	<u>279,400</u>	<u>331,600</u>	<u>366,600</u>	
	99	<u>273,100</u>	<u>323,400</u>	<u>357,000</u>	<u>379,800</u>		99	<u>280,400</u>	<u>331,900</u>	<u>366,900</u>	
	100	<u>274,100</u>	<u>323,700</u>	<u>357,300</u>	<u>380,200</u>		100	<u>281,400</u>	<u>332,200</u>	<u>367,200</u>	
	101	<u>275,100</u>	<u>324,100</u>	<u>357,600</u>	<u>380,500</u>		101	<u>282,400</u>	<u>332,500</u>	<u>367,500</u>	

改正前						改正後					
102	<u>276,100</u>	<u>324,500</u>	<u>358,000</u>	<u>380,900</u>		102	<u>283,400</u>	<u>332,800</u>	<u>367,800</u>		
103	<u>277,100</u>	<u>324,900</u>	<u>358,300</u>	<u>381,200</u>		103	<u>284,400</u>	<u>333,100</u>	<u>368,100</u>		
104	<u>278,100</u>	<u>325,300</u>	<u>358,700</u>	<u>381,600</u>		104	<u>285,400</u>	<u>333,400</u>	<u>368,400</u>		
105	<u>279,000</u>	<u>325,700</u>	<u>359,000</u>	<u>381,900</u>		105	<u>286,400</u>	<u>333,700</u>	<u>368,700</u>		
106	<u>280,000</u>	<u>326,100</u>	<u>359,400</u>	<u>382,300</u>		106	<u>287,400</u>	<u>334,000</u>	<u>369,000</u>		
107	<u>281,000</u>	<u>326,500</u>	<u>359,700</u>	<u>382,600</u>		107	<u>288,400</u>	<u>334,300</u>	<u>369,300</u>		
108	<u>282,000</u>	<u>326,900</u>	<u>360,100</u>	<u>383,000</u>		108	<u>289,300</u>	<u>334,600</u>	<u>369,600</u>		
109	<u>282,800</u>	<u>327,300</u>	<u>360,400</u>	<u>383,300</u>		109	<u>290,200</u>	<u>334,900</u>	<u>369,900</u>		
110	<u>283,700</u>	<u>327,600</u>	<u>360,700</u>	<u>383,700</u>		110	<u>291,100</u>	<u>335,100</u>	<u>370,200</u>		
111	<u>284,700</u>	<u>327,900</u>	<u>361,100</u>	<u>384,000</u>		111	<u>292,000</u>	<u>335,300</u>	<u>370,500</u>		
112	<u>285,500</u>	<u>328,200</u>	<u>361,400</u>	<u>384,400</u>		112	<u>292,900</u>	<u>335,500</u>	<u>370,800</u>		
113	<u>286,300</u>	<u>328,500</u>	<u>361,800</u>	<u>384,700</u>		113	<u>293,800</u>	<u>335,700</u>	<u>371,100</u>		
114	<u>287,100</u>	<u>328,800</u>	<u>362,100</u>	<u>385,100</u>		114	<u>294,700</u>	<u>335,900</u>	<u>371,400</u>		
115	<u>288,000</u>	<u>329,100</u>	<u>362,500</u>	<u>385,400</u>		115	<u>295,600</u>	<u>336,100</u>	<u>371,700</u>		
116	<u>288,800</u>	<u>329,400</u>	<u>362,800</u>	<u>385,800</u>		116	<u>296,500</u>	<u>336,300</u>	<u>372,000</u>		
117	<u>289,500</u>	<u>329,700</u>	<u>363,200</u>	<u>386,100</u>		117	<u>297,400</u>	<u>336,500</u>	<u>372,300</u>		
118	<u>290,300</u>	<u>330,000</u>	<u>363,600</u>	<u>386,500</u>		118	<u>298,300</u>	<u>336,700</u>	<u>372,600</u>		
119	<u>290,900</u>	<u>330,300</u>	<u>364,000</u>	<u>386,800</u>		119	<u>299,000</u>	<u>336,900</u>	<u>372,900</u>		
120	<u>291,500</u>	<u>330,600</u>	<u>364,400</u>	<u>387,200</u>		120	<u>299,700</u>	<u>337,100</u>	<u>373,200</u>		
121	<u>292,100</u>	<u>330,900</u>	<u>364,800</u>	<u>387,500</u>		121	<u>300,400</u>	<u>337,300</u>	<u>373,500</u>		
122	<u>292,700</u>	<u>331,100</u>	<u>365,200</u>			122	<u>301,100</u>	<u>337,500</u>	<u>373,800</u>		
123	<u>293,300</u>	<u>331,300</u>	<u>365,600</u>			123	<u>301,800</u>	<u>337,700</u>	<u>374,100</u>		
124	<u>293,800</u>	<u>331,500</u>	<u>366,000</u>			124	<u>302,500</u>	<u>337,900</u>	<u>374,400</u>		
125	<u>294,300</u>	<u>331,700</u>	<u>366,400</u>			125	<u>303,200</u>	<u>338,100</u>	<u>374,700</u>		
126	<u>294,700</u>	<u>331,900</u>	<u>366,800</u>			126	<u>303,900</u>	<u>338,300</u>	<u>375,000</u>		
127	<u>295,100</u>	<u>332,100</u>	<u>367,200</u>			127	<u>304,600</u>	<u>338,500</u>	<u>375,300</u>		
128	<u>295,500</u>	<u>332,300</u>	<u>367,600</u>			128	<u>305,300</u>	<u>338,700</u>	<u>375,600</u>		

改正前						改正後					
129	<u>295,800</u>	<u>332,500</u>	<u>368,000</u>			129	<u>306,000</u>	<u>338,900</u>	<u>375,900</u>		
130	<u>296,100</u>	<u>332,700</u>	<u>368,400</u>			130	<u>306,600</u>	<u>339,100</u>	<u>376,200</u>		
131	<u>296,500</u>	<u>332,900</u>	<u>368,800</u>			131	<u>307,200</u>	<u>339,300</u>	<u>376,500</u>		
132	<u>296,900</u>	<u>333,100</u>	<u>369,200</u>			132	<u>307,800</u>	<u>339,500</u>	<u>376,800</u>		
133	<u>297,200</u>	<u>333,300</u>	<u>369,600</u>			133	<u>308,400</u>	<u>339,700</u>	<u>377,100</u>		
134	<u>297,500</u>	<u>333,400</u>	<u>370,000</u>			134	<u>309,000</u>	<u>339,900</u>	<u>377,400</u>		
135	<u>297,900</u>	<u>333,500</u>	<u>370,400</u>			135	<u>309,600</u>	<u>340,100</u>	<u>377,700</u>		
136	<u>298,200</u>	<u>333,600</u>	<u>370,800</u>			136	<u>310,200</u>	<u>340,300</u>	<u>378,000</u>		
137	<u>298,600</u>	<u>333,700</u>	<u>371,200</u>			137	<u>310,800</u>	<u>340,500</u>	<u>378,300</u>		
138	<u>299,000</u>	<u>333,800</u>	<u>371,600</u>			138	<u>311,400</u>	<u>340,700</u>	<u>378,600</u>		
139	<u>299,300</u>	<u>333,900</u>	<u>372,000</u>			139	<u>312,000</u>	<u>340,900</u>	<u>378,900</u>		
140	<u>299,700</u>	<u>334,000</u>	<u>372,400</u>			140	<u>312,400</u>	<u>341,100</u>	<u>379,200</u>		
141	<u>300,000</u>	<u>334,100</u>	<u>372,800</u>			141	<u>312,800</u>	<u>341,300</u>	<u>379,500</u>		
142	<u>300,300</u>	<u>334,200</u>	<u>373,200</u>			142	<u>313,200</u>	<u>341,500</u>	<u>379,800</u>		
143	<u>300,600</u>	<u>334,300</u>	<u>373,600</u>			143	<u>313,600</u>	<u>341,700</u>	<u>380,100</u>		
144	<u>300,900</u>	<u>334,400</u>	<u>374,000</u>			144	<u>314,000</u>	<u>341,900</u>			
145	<u>301,200</u>	<u>334,500</u>	<u>374,400</u>			145	<u>314,400</u>	<u>342,100</u>			
146	<u>301,400</u>	<u>334,600</u>	<u>374,800</u>			146	<u>314,800</u>				
147	<u>301,700</u>	<u>334,700</u>	<u>375,200</u>			147	<u>315,200</u>				
148	<u>302,000</u>	<u>334,800</u>	<u>375,600</u>			148	<u>315,600</u>				
149	<u>302,300</u>	<u>334,900</u>	<u>376,000</u>			149	<u>316,000</u>				
150	<u>302,500</u>		<u>376,400</u>			150	<u>316,400</u>				
151	<u>302,800</u>		<u>376,800</u>			151	<u>316,800</u>				
152	<u>303,100</u>		<u>377,200</u>			152	<u>317,200</u>				
153	<u>303,400</u>		<u>377,600</u>			153	<u>317,600</u>				
154	<u>303,600</u>		<u>377,900</u>			154	<u>318,000</u>				
155	<u>303,900</u>		<u>378,200</u>			155	<u>318,300</u>				

改正前					
	156	304,200		378,500	
	157	304,500		378,800	
	158	304,800			
	159	305,100			
	160	305,400			
	161	305,700			
	162	306,000			
	163	306,300			
	164	306,600			
	165	306,900			
定年前 再任用 短時間 勤務職員		基準給料月 額 円	基準給料月 額 円	基準給料月 額 円	基準給料月 額 円
		224,600	235,900	257,800	290,200

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事委員会が定めるものに適用する。

別表第2（第5条関係）

- ア 医療職給料表（一） 省略
- イ 医療職給料表（二）

職員の 区分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
定年前 再任用	1	197,300	246,700	269,300	292,800	320,000
短時間	2	198,300	247,600	270,700	294,500	322,200
勤務職	3	199,300	248,500	272,100	296,300	324,400

改正後					
	156	318,600			
	157	318,900			
	158	319,200			
	159	319,500			
	160	319,800			
	161	320,100			
	162	320,400			
	163	320,700			
	164	321,000			
	165	321,300			
定年前 再任用 短時間 勤務職員		基準給料月 額 円	基準給料月 額 円	基準給料月 額 円	基準給料月 額 円
		224,600	235,900	257,800	290,200

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事委員会が定めるものに適用する。

別表第2（第5条関係）

- ア 医療職給料表（一） 現行のとおり
- イ 医療職給料表（二）

職員の 区分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
定年前 再任用	1	197,300	246,700	269,300	292,800	396,800
短時間	2	198,300	247,600	270,700	294,500	399,300
勤務職	3	199,300	248,500	272,100	296,300	401,500

改正前							改正後						
員以外 の職員	4	200,200	249,500	273,500	298,100	326,600	員以外 の職員	4	200,200	249,500	273,500	298,100	403,800
	5	201,200	250,500	275,000	300,100	328,900		5	201,200	250,500	275,000	300,100	406,100
	6	202,300	251,500	276,600	302,000	331,100		6	202,300	251,500	276,600	302,000	408,400
	7	203,300	252,500	278,200	303,900	333,400		7	203,300	252,500	278,200	303,900	410,700
	8	204,300	253,500	279,800	305,900	335,700		8	204,300	253,500	279,800	305,900	412,900
	9	205,300	254,500	281,500	307,900	338,000		9	205,300	254,500	281,500	307,900	415,000
	10	206,500	255,600	283,200	309,800	340,400		10	206,500	255,600	283,200	309,800	417,300
	11	207,700	256,700	285,000	311,800	342,700		11	207,700	256,700	285,000	311,800	419,400
	12	208,800	257,800	286,700	313,800	345,100		12	208,800	257,800	286,700	313,800	421,500
	13	209,900	258,900	288,400	315,800	347,400		13	209,900	258,900	288,400	315,800	423,600
	14	211,100	260,100	290,100	317,800	349,800		14	211,100	260,100	290,100	317,800	425,500
	15	212,300	261,400	291,900	319,800	352,100		15	212,300	261,400	291,900	319,800	427,400
	16	213,600	262,700	293,800	321,800	354,500		16	213,600	262,700	293,800	321,800	429,200
	17	215,000	264,100	295,700	323,700	356,800		17	215,000	264,100	295,700	323,700	431,000
	18	216,500	265,500	297,500	325,600	359,200		18	216,500	265,500	297,500	325,600	432,600
	19	218,100	266,900	299,400	327,600	361,600		19	218,100	266,900	299,400	327,600	434,100
	20	219,700	268,300	301,300	329,600	363,900		20	219,700	268,300	301,300	329,600	435,400
	21	221,300	269,800	303,200	331,600	366,200		21	221,300	269,800	303,200	331,600	436,700
	22	222,800	271,300	305,000	333,600	368,700		22	222,800	271,300	305,000	333,600	438,100
	23	224,300	272,800	306,900	335,500	371,100		23	224,300	272,800	306,900	335,500	439,300
	24	225,800	274,300	308,800	337,500	373,500		24	225,800	274,300	308,800	337,500	440,300
	25	227,200	275,800	310,700	339,500	375,800		25	227,200	275,800	310,700	339,500	441,400
	26	228,700	277,300	313,000	341,900	378,200		26	228,700	277,300	313,000	341,900	442,500
	27	230,200	278,800	315,400	344,400	380,600		27	230,200	278,800	315,400	344,400	443,500
	28	231,800	280,300	317,800	346,900	383,000		28	231,800	280,300	317,800	346,900	444,400
	29	233,100	281,900	320,200	349,400	385,600		29	233,100	281,900	320,200	349,400	445,200
	30	234,000	284,000	322,000	351,500	388,400		30	234,000	284,000	322,000	351,500	446,000

改正前								改正後							
31	234,800	286,100	323,700	353,600	<u>391,200</u>			31	234,800	286,100	323,700	353,600	<u>446,800</u>		
32	235,600	288,200	325,500	355,600	<u>394,000</u>			32	235,600	288,200	325,500	355,600	<u>447,600</u>		
33	236,500	290,300	327,400	357,600	<u>396,800</u>			33	236,500	290,300	327,400	357,600	<u>448,300</u>		
34	237,400	291,600	329,100	359,600	<u>399,300</u>			34	237,400	291,600	329,100	359,600	<u>449,000</u>		
35	238,300	293,000	330,800	361,600	<u>401,500</u>			35	238,300	293,000	330,800	361,600	<u>449,800</u>		
36	239,300	294,400	332,500	363,600	<u>403,800</u>			36	239,300	294,400	332,500	363,600	<u>450,500</u>		
37	240,200	295,900	334,300	365,600	<u>406,100</u>			37	240,200	295,900	334,300	365,600	<u>451,100</u>		
38	241,000	297,300	336,000	367,600	<u>408,400</u>			38	241,000	297,300	336,000	367,600	<u>451,800</u>		
39	241,900	298,600	337,700	369,500	<u>410,700</u>			39	241,900	298,600	337,700	369,500	<u>452,400</u>		
40	242,900	299,900	339,400	371,400	<u>412,900</u>			40	242,900	299,900	339,400	371,400	<u>453,000</u>		
41	243,900	301,300	341,100	373,300	<u>415,000</u>			41	243,900	301,300	341,100	373,300	<u>453,500</u>		
42	244,800	302,500	342,800	375,200	<u>417,300</u>			42	244,800	302,500	342,800	375,200	<u>454,000</u>		
43	245,800	303,800	344,500	377,100	<u>419,400</u>			43	245,800	303,800	344,500	377,100	<u>454,500</u>		
44	246,800	305,100	346,200	378,900	<u>421,500</u>			44	246,800	305,100	346,200	378,900	<u>455,100</u>		
45	247,700	306,500	347,800	380,700	<u>423,600</u>			45	247,700	306,500	347,800	380,700	<u>455,700</u>		
46	248,900	307,700	349,400	382,500	<u>425,500</u>			46	248,900	307,700	349,400	382,500	<u>456,300</u>		
47	250,100	309,000	351,000	384,300	<u>427,400</u>			47	250,100	309,000	351,000	384,300	<u>456,900</u>		
48	251,300	310,200	352,700	386,100	<u>429,200</u>			48	251,300	310,200	352,700	386,100	<u>457,300</u>		
49	252,700	311,500	354,400	387,900	<u>431,000</u>			49	252,700	311,500	354,400	387,900	<u>457,800</u>		
50	254,000	312,800	356,000	389,700	<u>432,600</u>			50	254,000	312,800	356,000	389,700	<u>458,300</u>		
51	255,200	314,000	357,600	391,600	<u>434,100</u>			51	255,200	314,000	357,600	391,600	<u>458,800</u>		
52	256,400	315,200	359,200	393,300	<u>435,400</u>			52	256,400	315,200	359,200	393,300	<u>459,300</u>		
53	257,600	316,400	360,900	395,000	<u>436,700</u>			53	257,600	316,400	360,900	395,000	<u>459,800</u>		
54	258,800	317,500	362,500	396,700	<u>438,100</u>			54	258,800	317,500	362,500	396,700	<u>460,300</u>		
55	259,800	318,700	364,200	398,400	<u>439,300</u>			55	259,800	318,700	364,200	398,400	<u>460,700</u>		
56	261,000	319,900	365,800	399,900	<u>440,300</u>			56	261,000	319,900	365,800	399,900	<u>461,200</u>		
57	262,100	321,100	367,300	401,400	<u>441,400</u>			57	262,100	321,100	367,300	401,400	<u>461,700</u>		

改正前							改正後						
58	263,300	322,300	368,900	402,900	442,500	58	263,300	322,300	368,900	402,900	462,200		
59	264,400	323,400	370,400	404,400	443,500	59	264,400	323,400	370,400	404,400	462,700		
60	265,400	324,600	371,900	405,900	444,400	60	265,400	324,600	371,900	405,900	463,200		
61	266,400	325,800	373,500	407,300	445,200	61	266,400	325,800	373,500	407,300	463,600		
62	267,600	327,000	375,100	408,600	446,000	62	267,600	327,000	375,100	408,600	464,100		
63	268,600	328,200	376,600	409,900	446,800	63	268,600	328,200	376,600	409,900	464,600		
64	269,600	329,400	378,100	411,100	447,600	64	269,600	329,400	378,100	411,100	465,100		
65	270,700	330,500	379,600	412,200	448,300	65	270,700	330,500	379,600	412,200	465,600		
66	271,900	331,700	381,100	413,200	449,000	66	271,900	331,700	381,100	413,200	466,100		
67	272,900	332,900	382,600	414,200	449,800	67	272,900	332,900	382,600	414,200	466,600		
68	274,000	334,100	384,000	415,200	450,500	68	274,000	334,100	384,000	415,200	467,100		
69	275,000	335,200	385,400	416,200	451,100	69	275,000	335,200	385,400	416,200	467,600		
70	276,100	336,400	386,700	417,000	451,800	70	276,100	336,400	386,700	417,000	468,100		
71	277,100	337,600	388,000	417,900	452,400	71	277,100	337,600	388,000	417,900	468,600		
72	278,200	338,700	389,200	418,700	453,000	72	278,200	338,700	389,200	418,700	469,100		
73	279,300	339,900	390,300	419,500	453,500	73	279,300	339,900	390,300	419,500	469,600		
74	280,500	341,000	391,300	420,200	454,000	74	280,500	341,000	391,300	420,200	470,100		
75	281,500	342,100	392,300	420,900	454,500	75	281,500	342,100	392,300	420,900	470,600		
76	282,600	343,100	393,200	421,600	455,100	76	282,600	343,100	393,200	421,600	471,100		
77	283,600	344,100	394,200	422,300	455,700	77	283,600	344,100	394,200	422,300	471,600		
78	284,800	345,100	395,100	422,900	456,300	78	284,800	345,100	395,100	422,900			
79	285,900	346,000	396,000	423,600	456,900	79	285,900	346,000	396,000	423,600			
80	286,900	346,900	396,700	424,200	457,300	80	286,900	346,900	396,700	424,200			
81	287,800	347,600	397,500	424,800	457,800	81	287,800	347,600	397,500	424,800			
82	288,800	348,400	398,300	425,300	458,300	82	288,800	348,400	398,300	425,300			
83	289,800	349,100	399,000	425,800	458,800	83	289,800	349,100	399,000	425,800			
84	290,800	349,800	399,600	426,300	459,300	84	290,800	349,800	399,600	426,300			

改正前							改正後						
85	292,000	350,300	400,300	426,800	<u>459,800</u>		85	292,000	350,300	400,300	426,800		
86	293,100	350,900	400,900	427,200	<u>460,300</u>		86	293,100	350,900	400,900	427,200		
87	294,100	351,500	401,500	427,700	<u>460,700</u>		87	294,100	351,500	401,500	427,700		
88	295,100	352,000	402,000	428,200	<u>461,200</u>		88	295,100	352,000	402,000	428,200		
89	296,200	352,600	402,500	428,600	<u>461,700</u>		89	296,200	352,600	402,500	428,600		
90	297,300	353,200	403,000	429,100	<u>462,200</u>		90	297,300	353,200	403,000	429,100		
91	298,200	353,800	403,500	429,600	<u>462,700</u>		91	298,200	353,800	403,500	429,600		
92	299,300	354,300	404,000	430,000	<u>463,200</u>		92	299,300	354,300	404,000	430,000		
93	300,400	354,800	404,500	430,400	<u>463,600</u>		93	300,400	354,800	404,500	430,400		
94	301,500	355,300	405,000	430,900	<u>464,100</u>		94	301,500	355,300	405,000	430,900		
95	302,500	355,800	405,500	431,400	<u>464,600</u>		95	302,500	355,800	405,500	431,400		
96	303,500	356,300	406,000	431,800	<u>465,100</u>		96	303,500	356,300	406,000	431,800		
97	304,500	356,800	406,400	432,200	<u>465,600</u>		97	304,500	356,800	406,400	432,200		
98	305,600	357,200	406,800	432,600	<u>466,100</u>		98	305,600	357,200	406,800	432,600		
99	306,700	357,700	407,300	433,000	<u>466,600</u>		99	306,700	357,700	407,300	433,000		
100	307,700	358,200	407,800	433,400	<u>467,100</u>		100	307,700	358,200	407,800	433,400		
101	308,600	358,700	408,300	433,800	<u>467,600</u>		101	308,600	358,700	408,300	433,800		
102	309,600	359,100	408,800	434,200	<u>468,100</u>		102	309,600	359,100	408,800	434,200		
103	310,600	359,600	409,300	434,600	<u>468,600</u>		103	310,600	359,600	409,300	434,600		
104	311,500	360,100	409,700	435,000	<u>469,100</u>		104	311,500	360,100	409,700	435,000		
105	312,400	360,600	410,100	435,400	<u>469,600</u>		105	312,400	360,600	410,100	435,400		
106	313,300	361,000	410,500	435,800	<u>470,100</u>		106	313,300	361,000	410,500	435,800		
107	314,200	361,400	410,900	436,200	<u>470,600</u>		107	314,200	361,400	410,900	436,200		
108	315,100	361,800	411,300	436,600	<u>471,100</u>		108	315,100	361,800	411,300	436,600		
109	315,900	362,200	411,700	437,000	<u>471,600</u>		109	315,900	362,200	411,700	437,000		
110	316,700	362,600	412,100	437,400			110	316,700	362,600	412,100	437,400		
111	317,400	363,000	412,500	437,800			111	317,400	363,000	412,500	437,800		

改正前							改正後						
112	318,100	363,400	412,900	438,200			112	318,100	363,400	412,900	438,200		
113	318,700	363,800	413,300	438,600			113	318,700	363,800	413,300	438,600		
114	319,400	364,200	413,700	439,000			114	319,400	364,200	413,700	439,000		
115	320,000	364,600	414,100	439,400			115	320,000	364,600	414,100	439,400		
116	320,600	365,000	414,500	439,800			116	320,600	365,000	414,500	439,800		
117	321,100	365,400	414,900	440,200			117	321,100	365,400	414,900	440,200		
118	321,600		415,300				118	321,600		415,300			
119	322,000		415,700				119	322,000		415,700			
120	322,400		416,100				120	322,400		416,100			
121	322,700		416,500				121	322,700		416,500			
122	323,100		416,900				122	323,100		416,900			
123	323,500		417,300				123	323,500		417,300			
124	323,900		417,700				124	323,900		417,700			
125	324,300		418,100				125	324,300		418,100			
126	324,600		418,500				126	324,600		418,500			
127	325,000		418,900				127	325,000		418,900			
128	325,400		419,300				128	325,400		419,300			
129	325,800		419,700				129	325,800		419,700			
130	326,200		420,100				130	326,200		420,100			
131	326,600		420,500				131	326,600		420,500			
132	327,000		420,900				132	327,000		420,900			
133	327,300		421,300				133	327,300		421,300			
134	327,700						134	327,700					
135	328,000						135	328,000					
136	328,300						136	328,300					
137	328,600						137	328,600					
138	328,900						138	328,900					

改正前						
	139	329,200				
	140	329,500				
	141	329,800				
	142	330,100				
	143	330,400				
	144	330,700				
	145	331,000				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円
		212,300	248,000	286,300	305,700	331,100

備考 この表は、保健所等に勤務する栄養士、歯科衛生士その他の職員で
人事委員会が定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表（三）

職員の 区分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	208,100	250,800	270,400	293,100	<u>320,000</u>
	2	209,400	251,400	271,700	294,900	<u>322,200</u>
	3	210,600	252,000	273,000	296,700	<u>324,400</u>
	4	211,800	252,600	274,300	298,400	<u>326,600</u>
	5	213,000	253,400	275,700	300,100	<u>328,900</u>
	6	214,300	254,100	277,200	302,000	<u>331,100</u>
	7	215,600	254,800	278,800	303,900	<u>333,400</u>
	8	216,800	255,600	280,400	305,900	<u>335,700</u>

改正後						
	139	329,200				
	140	329,500				
	141	329,800				
	142	330,100				
	143	330,400				
	144	330,700				
	145	331,000				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円
		212,300	248,000	286,300	305,700	331,100

備考 この表は、保健所等に勤務する栄養士、歯科衛生士その他の職員で
人事委員会が定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表（三）

職員の 区分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	208,100	250,800	270,400	293,100	<u>396,800</u>
	2	209,400	251,400	271,700	294,900	<u>399,300</u>
	3	210,600	252,000	273,000	296,700	<u>401,500</u>
	4	211,800	252,600	274,300	298,400	<u>403,800</u>
	5	213,000	253,400	275,700	300,100	<u>406,100</u>
	6	214,300	254,100	277,200	302,000	<u>408,400</u>
	7	215,600	254,800	278,800	303,900	<u>410,700</u>
	8	216,800	255,600	280,400	305,900	<u>412,900</u>

改正前								改正後							
9	218,000	256,400	282,100	307,900	<u>338,000</u>			9	218,000	256,400	282,100	307,900	<u>415,000</u>		
10	219,300	257,200	283,800	309,900	<u>340,400</u>			10	219,300	257,200	283,800	309,900	<u>417,300</u>		
11	220,600	258,100	285,600	311,900	<u>342,700</u>			11	220,600	258,100	285,600	311,900	<u>419,400</u>		
12	221,900	259,000	287,300	314,000	<u>345,100</u>			12	221,900	259,000	287,300	314,000	<u>421,500</u>		
13	223,200	260,000	289,000	315,800	<u>347,400</u>			13	223,200	260,000	289,000	315,800	<u>423,600</u>		
14	224,400	261,200	290,700	318,000	<u>349,800</u>			14	224,400	261,200	290,700	318,000	<u>425,500</u>		
15	225,700	262,400	292,400	320,100	<u>352,100</u>			15	225,700	262,400	292,400	320,100	<u>427,400</u>		
16	226,900	263,700	294,300	322,000	<u>354,500</u>			16	226,900	263,700	294,300	322,000	<u>429,200</u>		
17	228,100	265,100	296,200	323,800	<u>356,800</u>			17	228,100	265,100	296,200	323,800	<u>431,000</u>		
18	229,200	266,500	298,000	325,900	<u>359,200</u>			18	229,200	266,500	298,000	325,900	<u>432,600</u>		
19	230,300	267,900	299,900	327,800	<u>361,600</u>			19	230,300	267,900	299,900	327,800	<u>434,100</u>		
20	231,400	269,200	301,700	329,600	<u>363,900</u>			20	231,400	269,200	301,700	329,600	<u>435,400</u>		
21	232,500	270,600	303,500	331,800	<u>366,200</u>			21	232,500	270,600	303,500	331,800	<u>436,700</u>		
22	234,100	272,000	305,300	333,900	<u>368,700</u>			22	234,100	272,000	305,300	333,900	<u>438,100</u>		
23	235,600	273,400	307,200	336,000	<u>371,100</u>			23	235,600	273,400	307,200	336,000	<u>439,300</u>		
24	237,100	274,900	309,100	338,100	<u>373,500</u>			24	237,100	274,900	309,100	338,100	<u>440,300</u>		
25	238,300	276,400	311,000	340,100	<u>375,800</u>			25	238,300	276,400	311,000	340,100	<u>441,400</u>		
26	238,900	277,900	313,300	342,500	<u>378,200</u>			26	238,900	277,900	313,300	342,500	<u>442,500</u>		
27	239,600	279,400	315,700	345,000	<u>380,600</u>			27	239,600	279,400	315,700	345,000	<u>443,500</u>		
28	240,200	280,800	318,100	347,500	<u>383,000</u>			28	240,200	280,800	318,100	347,500	<u>444,400</u>		
29	240,700	282,300	320,500	350,000	<u>385,600</u>			29	240,700	282,300	320,500	350,000	<u>445,200</u>		
30	241,200	284,500	322,300	352,000	<u>388,400</u>			30	241,200	284,500	322,300	352,000	<u>446,000</u>		
31	241,700	286,700	324,000	354,000	<u>391,200</u>			31	241,700	286,700	324,000	354,000	<u>446,800</u>		
32	242,400	288,800	325,800	356,000	<u>394,000</u>			32	242,400	288,800	325,800	356,000	<u>447,600</u>		
33	243,100	290,600	327,600	358,000	<u>396,800</u>			33	243,100	290,600	327,600	358,000	<u>448,300</u>		
34	243,600	292,000	329,400	360,000	<u>399,300</u>			34	243,600	292,000	329,400	360,000	<u>449,000</u>		
35	244,100	293,600	331,000	362,000	<u>401,500</u>			35	244,100	293,600	331,000	362,000	<u>449,800</u>		

改正前							改正後						
36	244,700	295,200	332,600	364,000	<u>403,800</u>	36	244,700	295,200	332,600	364,000	<u>450,500</u>		
37	245,500	296,700	334,400	365,900	<u>406,100</u>	37	245,500	296,700	334,400	365,900	<u>451,100</u>		
38	246,200	298,100	336,000	367,800	<u>408,400</u>	38	246,200	298,100	336,000	367,800	<u>451,800</u>		
39	246,900	299,400	337,700	369,700	<u>410,700</u>	39	246,900	299,400	337,700	369,700	<u>452,400</u>		
40	247,700	300,700	339,500	371,600	<u>412,900</u>	40	247,700	300,700	339,500	371,600	<u>453,000</u>		
41	248,700	301,900	341,200	373,500	<u>415,000</u>	41	248,700	301,900	341,200	373,500	<u>453,500</u>		
42	249,700	303,200	342,800	375,400	<u>417,300</u>	42	249,700	303,200	342,800	375,400	<u>454,000</u>		
43	250,700	304,400	344,500	377,200	<u>419,400</u>	43	250,700	304,400	344,500	377,200	<u>454,500</u>		
44	251,900	305,700	346,200	378,900	<u>421,500</u>	44	251,900	305,700	346,200	378,900	<u>455,100</u>		
45	253,100	306,900	347,900	380,700	<u>423,600</u>	45	253,100	306,900	347,900	380,700	<u>455,700</u>		
46	254,500	308,100	349,400	382,500	<u>425,500</u>	46	254,500	308,100	349,400	382,500	<u>456,300</u>		
47	255,900	309,300	351,000	384,300	<u>427,400</u>	47	255,900	309,300	351,000	384,300	<u>456,900</u>		
48	257,200	310,400	352,700	386,100	<u>429,200</u>	48	257,200	310,400	352,700	386,100	<u>457,300</u>		
49	258,300	311,700	354,400	387,900	<u>431,000</u>	49	258,300	311,700	354,400	387,900	<u>457,800</u>		
50	259,600	312,900	356,000	389,700	<u>432,600</u>	50	259,600	312,900	356,000	389,700	<u>458,300</u>		
51	260,600	314,100	357,600	391,600	<u>434,100</u>	51	260,600	314,100	357,600	391,600	<u>458,800</u>		
52	261,800	315,300	359,200	393,300	<u>435,400</u>	52	261,800	315,300	359,200	393,300	<u>459,300</u>		
53	262,800	316,400	360,900	395,000	<u>436,700</u>	53	262,800	316,400	360,900	395,000	<u>459,800</u>		
54	264,100	317,600	362,500	396,700	<u>438,100</u>	54	264,100	317,600	362,500	396,700	<u>460,300</u>		
55	265,300	318,700	364,200	398,400	<u>439,300</u>	55	265,300	318,700	364,200	398,400	<u>460,700</u>		
56	266,200	319,900	365,800	399,900	<u>440,300</u>	56	266,200	319,900	365,800	399,900	<u>461,200</u>		
57	267,100	321,100	367,300	401,400	<u>441,400</u>	57	267,100	321,100	367,300	401,400	<u>461,700</u>		
58	268,400	322,300	368,900	402,900	<u>442,500</u>	58	268,400	322,300	368,900	402,900	<u>462,200</u>		
59	269,500	323,400	370,400	404,400	<u>443,500</u>	59	269,500	323,400	370,400	404,400	<u>462,700</u>		
60	270,400	324,600	371,900	405,900	<u>444,400</u>	60	270,400	324,600	371,900	405,900	<u>463,200</u>		
61	271,400	325,800	373,500	407,300	<u>445,200</u>	61	271,400	325,800	373,500	407,300	<u>463,600</u>		
62	272,500	327,000	375,100	408,600	<u>446,000</u>	62	272,500	327,000	375,100	408,600	<u>464,100</u>		

改正前								改正後							
63	273,500	328,200	376,600	409,900	<u>446,800</u>			63	273,500	328,200	376,600	409,900	<u>464,600</u>		
64	274,600	329,400	378,100	411,100	<u>447,600</u>			64	274,600	329,400	378,100	411,100	<u>465,100</u>		
65	275,700	330,500	379,600	412,200	<u>448,300</u>			65	275,700	330,500	379,600	412,200	<u>465,600</u>		
66	276,800	331,700	381,100	413,200	<u>449,000</u>			66	276,800	331,700	381,100	413,200	<u>466,100</u>		
67	277,900	332,900	382,600	414,200	<u>449,800</u>			67	277,900	332,900	382,600	414,200	<u>466,600</u>		
68	278,900	334,100	384,000	415,200	<u>450,500</u>			68	278,900	334,100	384,000	415,200	<u>467,100</u>		
69	280,000	335,200	385,400	416,200	<u>451,100</u>			69	280,000	335,200	385,400	416,200	<u>467,600</u>		
70	280,900	336,400	386,700	417,000	<u>451,800</u>			70	280,900	336,400	386,700	417,000	<u>468,100</u>		
71	281,900	337,600	388,000	417,900	<u>452,400</u>			71	281,900	337,600	388,000	417,900	<u>468,600</u>		
72	283,100	338,700	389,200	418,700	<u>453,000</u>			72	283,100	338,700	389,200	418,700	<u>469,100</u>		
73	284,300	339,900	390,300	419,500	<u>453,500</u>			73	284,300	339,900	390,300	419,500	<u>469,600</u>		
74	285,300	341,000	391,300	420,200	<u>454,000</u>			74	285,300	341,000	391,300	420,200	<u>470,100</u>		
75	286,200	342,100	392,300	420,900	<u>454,500</u>			75	286,200	342,100	392,300	420,900	<u>470,600</u>		
76	287,300	343,100	393,200	421,600	<u>455,100</u>			76	287,300	343,100	393,200	421,600	<u>471,100</u>		
77	288,500	344,100	394,200	422,300	<u>455,700</u>			77	288,500	344,100	394,200	422,300	<u>471,600</u>		
78	289,400	345,100	395,100	422,900	<u>456,300</u>			78	289,400	345,100	395,100	422,900			
79	290,400	346,000	396,000	423,600	<u>456,900</u>			79	290,400	346,000	396,000	423,600			
80	291,500	346,900	396,700	424,200	<u>457,300</u>			80	291,500	346,900	396,700	424,200			
81	292,600	347,600	397,500	424,800	<u>457,800</u>			81	292,600	347,600	397,500	424,800			
82	293,600	348,400	398,300	425,300	<u>458,300</u>			82	293,600	348,400	398,300	425,300			
83	294,500	349,100	399,000	425,800	<u>458,800</u>			83	294,500	349,100	399,000	425,800			
84	295,600	349,800	399,600	426,300	<u>459,300</u>			84	295,600	349,800	399,600	426,300			
85	296,700	350,300	400,300	426,800	<u>459,800</u>			85	296,700	350,300	400,300	426,800			
86	297,700	350,900	400,900	427,200	<u>460,300</u>			86	297,700	350,900	400,900	427,200			
87	298,700	351,500	401,500	427,700	<u>460,700</u>			87	298,700	351,500	401,500	427,700			
88	299,800	352,000	402,000	428,200	<u>461,200</u>			88	299,800	352,000	402,000	428,200			
89	300,800	352,600	402,500	428,600	<u>461,700</u>			89	300,800	352,600	402,500	428,600			

改正前							改正後						
90	301,700	353,200	403,000	429,100	<u>462,200</u>		90	301,700	353,200	403,000	429,100		
91	302,700	353,800	403,500	429,600	<u>462,700</u>		91	302,700	353,800	403,500	429,600		
92	303,700	354,300	404,000	430,000	<u>463,200</u>		92	303,700	354,300	404,000	430,000		
93	304,700	354,800	404,500	430,400	<u>463,600</u>		93	304,700	354,800	404,500	430,400		
94	305,700	355,300	405,000	430,900	<u>464,100</u>		94	305,700	355,300	405,000	430,900		
95	306,700	355,800	405,500	431,400	<u>464,600</u>		95	306,700	355,800	405,500	431,400		
96	307,700	356,300	406,000	431,800	<u>465,100</u>		96	307,700	356,300	406,000	431,800		
97	308,600	356,800	406,400	432,200	<u>465,600</u>		97	308,600	356,800	406,400	432,200		
98	309,600	357,200	406,800	432,600	<u>466,100</u>		98	309,600	357,200	406,800	432,600		
99	310,600	357,700	407,300	433,000	<u>466,600</u>		99	310,600	357,700	407,300	433,000		
100	311,500	358,200	407,800	433,400	<u>467,100</u>		100	311,500	358,200	407,800	433,400		
101	312,400	358,700	408,300	433,800	<u>467,600</u>		101	312,400	358,700	408,300	433,800		
102	313,300	359,100	408,800	434,200	<u>468,100</u>		102	313,300	359,100	408,800	434,200		
103	314,200	359,600	409,300	434,600	<u>468,600</u>		103	314,200	359,600	409,300	434,600		
104	315,100	360,100	409,700	435,000	<u>469,100</u>		104	315,100	360,100	409,700	435,000		
105	315,900	360,600	410,100	435,400	<u>469,600</u>		105	315,900	360,600	410,100	435,400		
106	316,700	361,000	410,500	435,800	<u>470,100</u>		106	316,700	361,000	410,500	435,800		
107	317,400	361,400	410,900	436,200	<u>470,600</u>		107	317,400	361,400	410,900	436,200		
108	318,100	361,800	411,300	436,600	<u>471,100</u>		108	318,100	361,800	411,300	436,600		
109	318,700	362,200	411,700	437,000	<u>471,600</u>		109	318,700	362,200	411,700	437,000		
110	319,400	362,600	412,100	437,400			110	319,400	362,600	412,100	437,400		
111	320,000	363,000	412,500	437,800			111	320,000	363,000	412,500	437,800		
112	320,600	363,400	412,900	438,200			112	320,600	363,400	412,900	438,200		
113	321,100	363,800	413,300	438,600			113	321,100	363,800	413,300	438,600		
114	321,600	364,200	413,700	439,000			114	321,600	364,200	413,700	439,000		
115	322,000	364,600	414,100	439,400			115	322,000	364,600	414,100	439,400		
116	322,400	365,000	414,500	439,800			116	322,400	365,000	414,500	439,800		

改正前							改正後							
	117	322,700	365,400	414,900	440,200			117	322,700	365,400	414,900	440,200		
	118	323,100		415,300				118	323,100		415,300			
	119	323,500		415,700				119	323,500		415,700			
	120	323,900		416,100				120	323,900		416,100			
	121	324,300		416,500				121	324,300		416,500			
	122	324,600		416,900				122	324,600		416,900			
	123	325,000		417,300				123	325,000		417,300			
	124	325,400		417,700				124	325,400		417,700			
	125	325,800		418,100				125	325,800		418,100			
	126	326,200		418,500				126	326,200		418,500			
	127	326,600		418,900				127	326,600		418,900			
	128	327,000		419,300				128	327,000		419,300			
	129	327,300		419,700				129	327,300		419,700			
	130	327,700		420,100				130	327,700		420,100			
	131	328,000		420,500				131	328,000		420,500			
	132	328,300		420,900				132	328,300		420,900			
	133	328,600		421,300				133	328,600		421,300			
	134	328,900						134	328,900					
	135	329,200						135	329,200					
	136	329,500						136	329,500					
	137	329,800						137	329,800					
	138	330,100						138	330,100					
	139	330,400						139	330,400					
	140	330,700						140	330,700					
	141	331,000						141	331,000					
定年前 再任用		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額		定年前 再任用		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額

改正前							改正後						
短時間 勤務職 員		円	円	円	円	円	短時間 勤務職 員		円	円	円	円	円
		216,700	249,300	286,300	305,700	331,100			216,700	249,300	286,300	305,700	331,100
備考 この表は、保健所、保育所等に勤務する保健師、看護師その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。							備考 この表は、保健所、保育所等に勤務する保健師、看護師その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。						

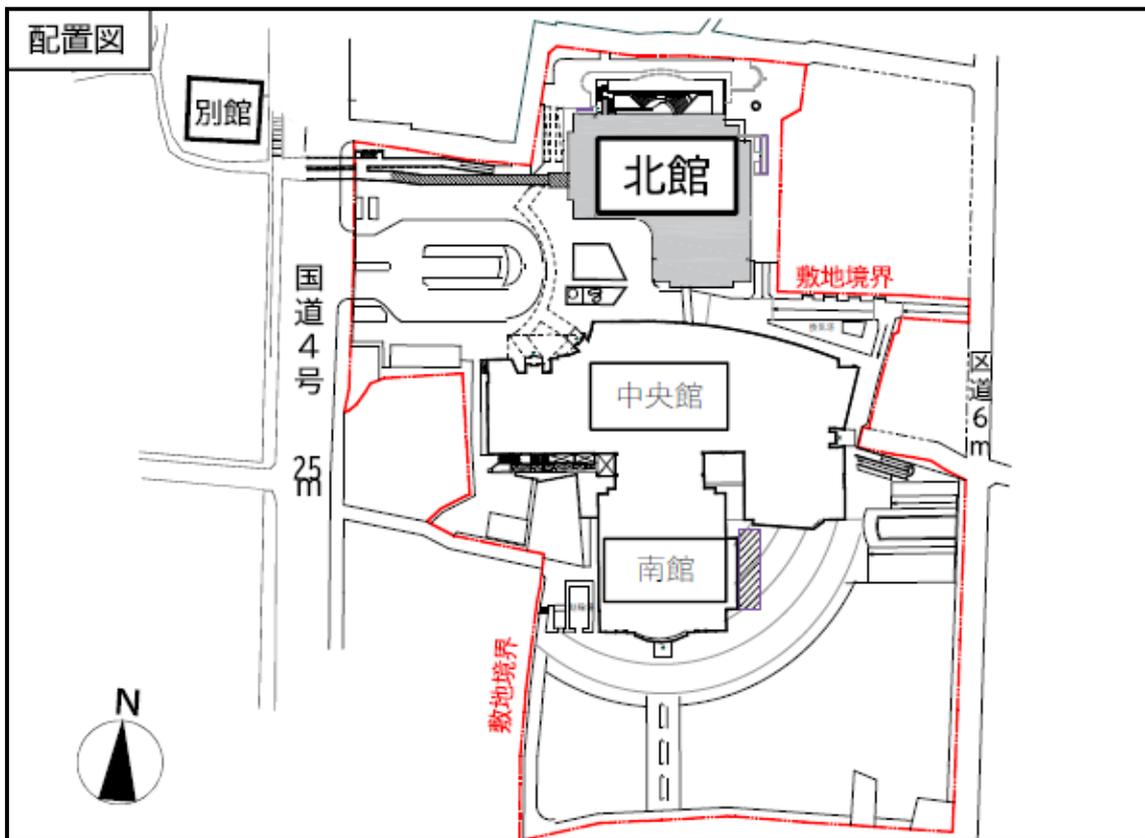
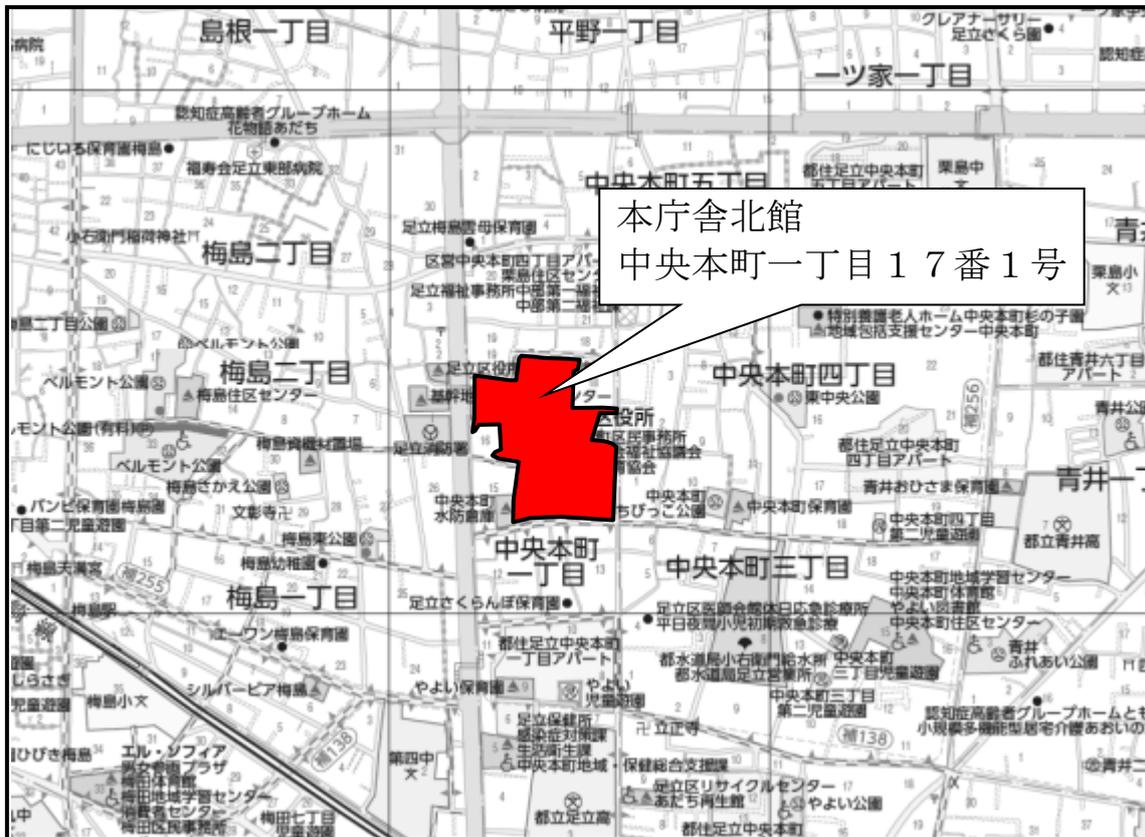
別紙 2

(別紙) 足立区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 新旧対照表(案)

改正前	改正後
<p>○足立区職員の給与に関する条例 昭和50年3月31日条例第13号 付 則 (平成30年3月28日条例第24号) 改正 令和4年10月20日条例第41号 令和5年6月28日条例第22号</p> <p>1～4 省略 (給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>5 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける特定職員（以下「同一給料表適用特定職員」という。）のうち、施行日以降にその者の属する職務の級及び受ける号給に応じた給料月額が施行日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（人事委員会の定める職員を除く。）の給料月額は、その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた給料月額にその差額に相当する額を加算した額とする。</p> <p>6 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける特定職員（同一給料表適用特定職員を除く。）であって、前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける同一給料表適用特定職員との均衡上必要があると認められる特定職員の給料月額は、人事委員会の定めるところにより、その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた給料月額に同項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。</p> <p>7 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員であって、任用の事情等を考慮して前2項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける特定職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、人事委員会の定めるところにより、その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた給料月額に前2項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。</p>	<p>○足立区職員の給与に関する条例 昭和50年3月31日条例第13号 付 則 (平成30年3月28日条例第24号) 改正 令和4年10月20日条例第41号 令和5年6月28日条例第22号</p> <p>1～4 現行のとおり</p> <p>5 削除</p> <p>6 削除</p> <p>7 削除</p>

改正前	改正後
8～17 省略	8～17 現行のとおり

本庁舎北館 案内図

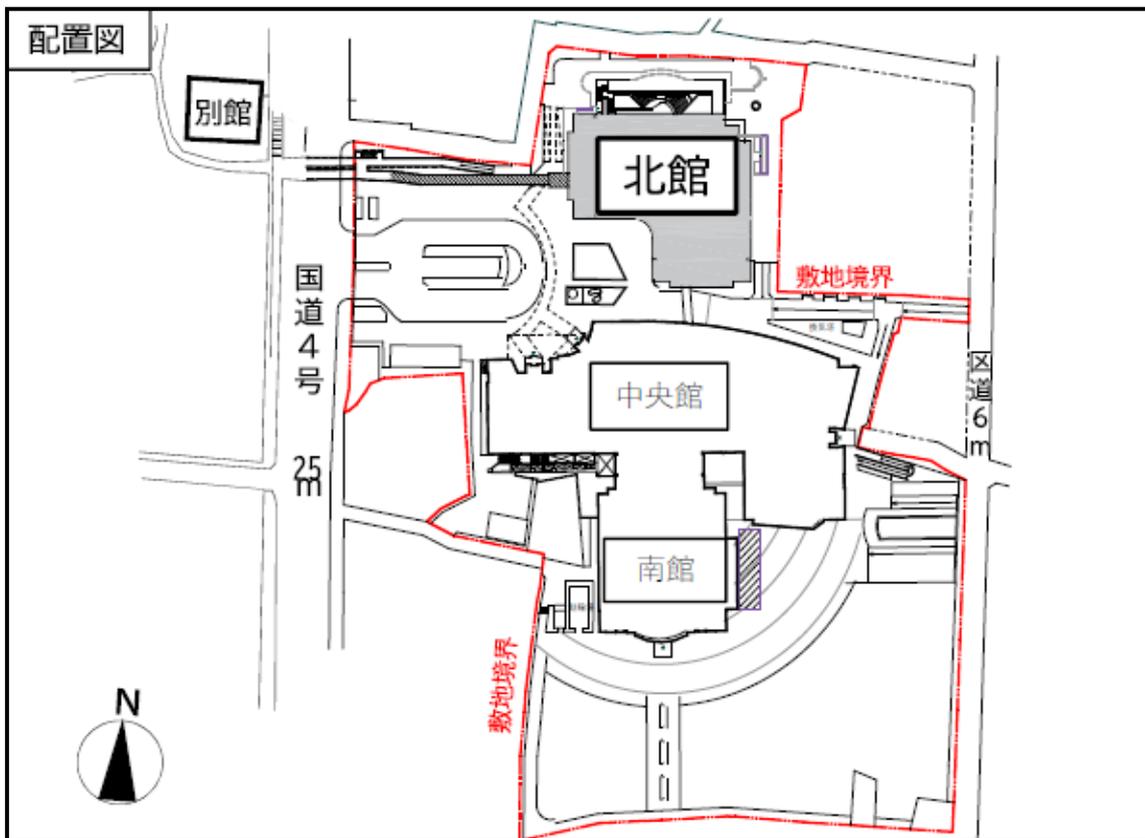


第 4 0 号 議 案 説 明 資 料

令和 8 年 2 月 2 5 日

件 名	本庁舎北館大規模改修電気設備工事第 2 期請負契約
所管部課名	総務部 契約課、施設営繕部 中部地区建設課 施設営繕部 庁舎管理課
内 容	<p>1 契約の相手方 幸信電気株式会社 代表取締役 本間 裕介 東京都足立区千住桜木一丁目 1 0 番 6 号</p> <p>2 契約金額 4 1 6 , 9 0 0 , 0 0 0 円 (落札率 9 9 . 0 6 %)</p> <p>3 契約番号 7 足総契契第 0 1 0 6 3 0 号</p> <p>4 工 期 契約締結の翌営業日から令和 1 0 年 2 月 2 9 日まで</p> <p>5 工事場所 足立区中央本町一丁目 1 7 番 1 号</p> <p>6 工事内容 (1) 照明の LED 化 (本庁舎北館 2 階・3 階) (2) 機械警備設備、テレビ共聴設備等の更新 (3) 既存設備撤去工事等</p> <p>7 そ の 他 (1) 入札日・開札日 令和 8 年 1 月 2 8 日 (2) 入札方法 条件付一般競争入札 (3) 入札参加事業者数 1 0 者 入札 2 者 辞退 8 者 ※ 主な辞退理由 配置を予定していた技術者が、他の工事に従事することとなり、配置できなくなったため。 (4) 仮契約年月日 令和 8 年 2 月 4 日 (5) 予定価格 4 2 0 , 8 7 1 , 0 0 0 円 (事後公表) ※ 契約金額、予定価格には消費税を含む。</p>

本庁舎北館 案内図



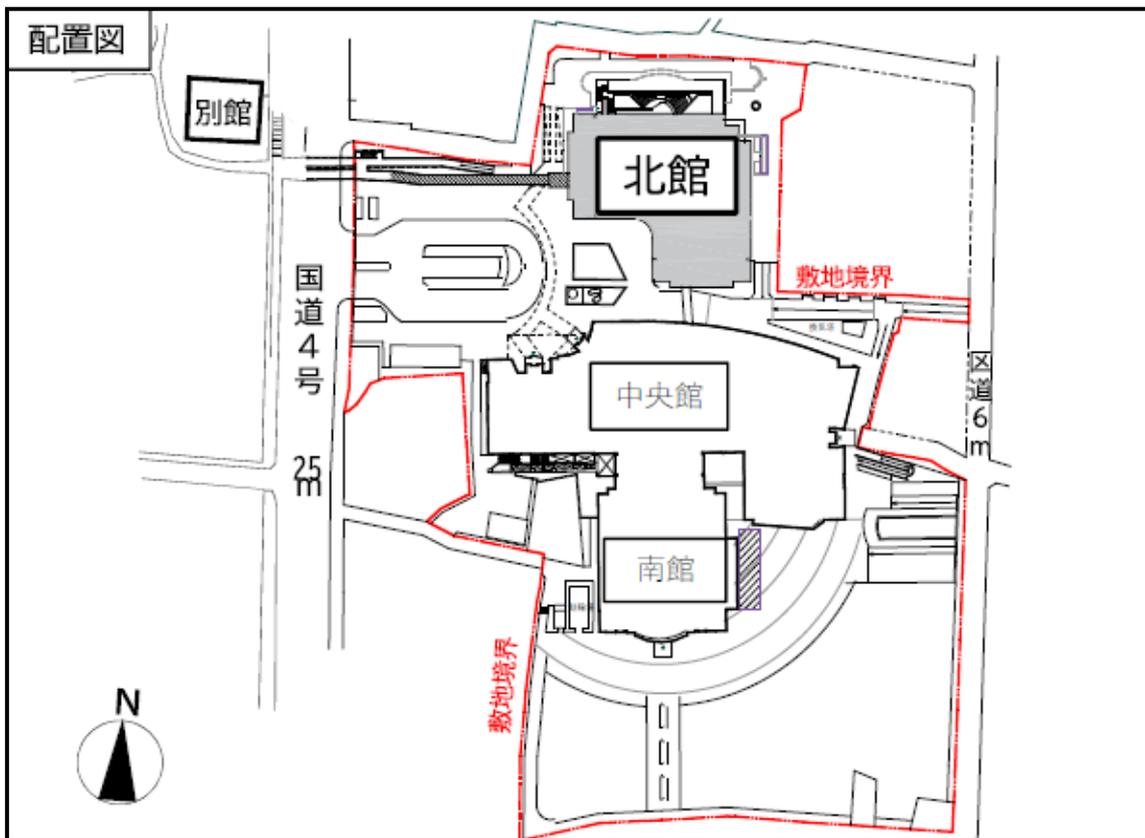
第 4 1 号 議 案 説 明 資 料

令和 8 年 2 月 2 5 日

件 名	本庁舎北館大規模改修機械設備工事第 2 期請負契約
所管部課名	総務部 契約課、施設営繕部 中部地区建設課 施設営繕部 庁舎管理課
内 容	<p>1 契約の相手方 やんま株式会社 代表取締役 山崎 義彦 東京都足立区鹿浜二丁目 3 番 7 号</p> <p>2 契約金額 491,590,000 円 (落札率 84.35%)</p> <p>3 契約番号 7 足総契契第 010628 号</p> <p>4 工 期 契約締結の翌営業日から令和 10 年 2 月 29 日まで</p> <p>5 工事場所 足立区中央本町一丁目 17 番 1 号</p> <p>6 工事内容 (1) 空調設備改修工事 (2) 換気設備工事 (3) 給排水衛生設備工事 (4) 消火設備・排煙設備工事 (5) 自動制御設備工事 (6) 既存設備撤去工事等</p> <p>7 そ の 他 (1) 入札日・開札日 令和 8 年 1 月 28 日 (2) 入札方法 条件付一般競争入札 (3) 入札参加事業者数 6 者 入札 3 者 (うち低入札調査基準価格該当 3 者) 辞退 2 者 ※ 主な辞退理由 予定していた技術者の配置ができなくなったため。 不参加 1 者</p> <p>(4) 低入札価格調査 低入札価格調査とは、入札金額が予定価格に対し一定程度低い場合、契約内容の適正な履行の確保が可能であるか、調査を行う制度である。 今回、低入札調査基準価格を下回った 3 者のうち、最低価格で入札した 1 者に対して調査を実施し、低入札価格調査委員会で審査した結果、入札金額の積算根拠、労働条件および安全確保等に問題が見られなかったことから、当該事業者を落札者とした。</p>

- | | |
|--|---|
| | (5) 仮契約年月日 令和8年2月9日
(6) 予定価格 582,780,000円 (事後公表)
※ 契約金額、予定価格には消費税を含む。 |
|--|---|

本庁舎北館 案内図



第 4 3 号 議 案 説 明 資 料

令和 8 年 2 月 2 5 日

件 名	遮熱レースカーテンの購入について
所管部課名	<u>総務部 契約課</u> 、 <u>学校運営部 学校施設管理課</u>
内 容	<p>1 契約の相手方 むつみ室内装飾店 代表者 保坂 隆 東京都足立区六月二丁目 20 番 16 号</p> <p>2 契約金額 69,300,000 円 (落札率 99.21%)</p> <p>3 契約番号 7 足総契契第 022897 号</p> <p>4 納 期 限 令和 8 年 5 月 31 日</p> <p>5 納 入 場 所 青井小学校外 98 校</p> <p>6 契約内容 学校の暑さ対策のために小・中学校の最上階普通教室を対象に遮熱レースカーテンを購入する。 (1) 遮熱レースカーテン (小学校 65 校・対象教室 404 教室) 828 箇所 (2) 遮熱レースカーテン (中学校 34 校・対象教室 147 教室) 286 箇所</p> <p>7 そ の 他 (1) 入札日・開札日 令和 8 年 1 月 26 日 (2) 入札方法 指名競争入札 (3) 指名業者 10 者 入札 7 者 (うち予定価格超過 6 者) 辞退 1 者 ※ 辞退理由 納期の対応不可のため 不参加 1 者 無効 1 者 ※ 無効理由 発注図書未受領のため (4) 仮契約年月日 令和 8 年 2 月 2 日 (5) 予定価格 69,850,000 円 (事後公表)</p> <p>※ 契約金額、予定価格には消費税を含む。</p>

に配布する物品

エ 輸送作業アクセスマップ作成業務

(3) 備蓄倉庫管理業務 64,154,750円
倉庫レイアウトの見直し、物資の品目・賞味期限(使用期限)の管理、倉庫内の設備点検や不良対応、清掃、樹木剪定等を実施する。

(4) 備蓄物資管理システム業務 5,461,500円
備蓄物資管理システムを運用し、足立区の備蓄物資の数量・品目・備蓄場所等を登録し、随時更新するとともに、国が運用する物資調達支援システムに反映させる。

9 そ の 他

(1) 仮契約年月日 令和8年1月28日

(2) 見積書提出日 令和8年1月28日

(3) 見積参加事業者 1者(特命随意契約)

(4) 予定価格 654,873,356円(事後公表)

※ 契約金額、予定価格には消費税を含む。

※ 本事業は、3千万円以上の物品購入経費が含まれるため、議案提出する。

(5) 購入物品の金額の妥当性

物品購入費については、購入物品金額の積算にあたり、区が取得した見積金額、過去の区の購入実績及び同等品の流通価格調査等を踏まえ、適正な金額であることを確認した。今後も購入の際は、妥当性の確認を行っていく。

(6) 包括委託による契約の集約化

令和6年度は災害用物品の購入及び業務委託に係る契約が年間19件あったが、令和7年度は包括委託に集約している。

※1 購入品目一覧表

項目	品目	数量
①飲料水	12年保存水(2L)	103,278本
	12年保存水(500ml)	2,520本
②食糧	アルファ化米(わかめ・五目・梅粥・低たんぱく)	174,200食
	フリーズドライ食品	176,250食
	レトルト食品	61,500食
	クラッカー	146,000食
	介助補助食品(50本)	410箱
	粉ミルク(300g)	1,836缶
	粉ミルク(アレルギー用/800g)	153缶
	液体ミルク(240ml)	6,000缶
③生活用品	簡易トイレ(400回)	81箱
	トイレットペーパー(12ロール)	1,217箱
	おむつ(大人用、子ども用全サイズ)	321箱
	生理用品	31箱
	おしりふき(80枚×36P)	125箱
	マウスウォッシュ	243,000個
	歯磨きシート	48,600個
	アルミブランケット	600枚
	毛布	4,260枚
	エアーポンプブロアー	10個
	ダブルアクションポンプ	10個
	やかん(4L)	375個
	電子メモパット	5個
	残留塩素試薬	117個
	塩素消毒薬品	234個
④資機材	給水袋(6L)	18,300袋
	ろ水機	1台
	発電機	6台
	プライベートテント	5張
	マンホールトイレ部材(標準テント)	23基
	マンホールトイレ部材(洋式便座)	23個
	要支援者用テント	7,000張
	段ボールパーテーション	62,500個
	物置	3個
	倉庫	2個